條々聞書貞丈抄 四

ワ 保 3
3・389
4

門 ワ 系 3
番 9・359
巻 4

俳諧圖書　貝丈抄

四

條々聞書

貞丈抄記

目録

一　書札の事

一　名々の事

一　公方様御成并御供の格式の事

條々聞書　　貞丈抄并記

一 書札之事

消息の端をひろく奥へ二行画之堅ハ文書の終也常の
消息の端せまきはけしからぬ也三寸六分ぞり画べきや又
状の奥ハ一寸八分ばかりあるべし ふくれるハ粮藉なる事之

○消息とハ書状の事之 ○奥へ二行画とハ状を書く時紙の右の端の方を
二くだり書く程あけ置くべしと古人の記し之 ○三くハ志かくとよみ
てゑりしくと云詞く色りに昔より此儀へかうと云心也 ○一本に消息
の端ひろく奥に二行とあるハ非之奥の字ハ画の字の書ちがへ之用へ字
是ハ文書の終之とハ右の如く奥へ二行画ハ文書の事之常の状ハ直し
くすと之文書とハ用事の書付之 ○けしからぬとハいやしき也
状の端のせまきハいやしげなる之 ○三寸六分ぞりとハ状の端をあけ過ぎ
云之 ○ふくれる事粮藉之とハ状の奥を広くあるハ無礼之一寸八分中あけて掴置之

一 貴人の御前にて物を書く事御硯を借りて書くに墨をすげ
くるる事不可然一度に多くある心持にするべし御硯とハ貴人

の方へむけて置へし筆とり直しこゝろえ候て書くへし猶精之
書きてハ御筆と墨とて直して置へき之事さき済むる事や
○御硯を借りてよハ貴人の御硯を借し借りて書く之 ○貴人の方へむけて
よハ硯とさらさありて直て置なり貴人の御硯なる故我硯の如く向ハす
貴人の方へむけ直し之私の硯と指出て置かハ常の如く直て置ふ之
御筆と墨とあて直して直へ之よハ我口あて直さす墨とあて筆と直し
直之初め筆と置ふ時も指先あて筆とやハらけ直て置ふく抜書ニ ○
筆とても見苦しくてあとこゝろえ有まじく置ひてくるし
て直へし口あハえへましきや云こ口にて置もハ除きて
ハしき由へさぶかるなり

一 内封たて文あて所のうや敬ふ人の方へハ家人の名字を書て
我名乗の下に上文字とおそれずへよせてちいさく書へし人々
御中と書く様の所へハ上の字書へからす等輩のか敬ふ方
へハ御宿所と書て其中に其人の名字をかく又それと
書てさ其中に名字を書くハ等輩の際之を並と書くハ
尊敬之御宿所と書る様の事之大方御宿所ハ武家の家来之
但座形と云ハ是様の所へハ是をかくへからす人によりてあひ
かゝるへし又山路名御宿所同公家門跡などへ御宿所と書る
ハちとちかき敷当時ハかゝえりけ敷

○内封たて文とハ封の文の事之たて文ハ上巻の紙の上下と折るなり内
封しこれある也あて内封たて文と云之小文ハ紙を横に半切りして書く故之也
に封して又て文と云之 ○家人の名字と書て我名乗の下に上文字とおそ
れずへよせてちいさく書くとハ名字ハ名の事之家人の名字とりふハ先方
の内の者の名を書く之是と付状と云披露状の事之是ハ一段うやまう人
の方への状之被る我名乗の下に上の字を付る之たとへハ貞丈上如此なり
上の字ハ敬ふるとよむ進上と云事之 ○人々御中と書様の所とハ是ハ貴人ハ
御らす上輩への状之此礼ありて人々御中と書之是ハ名乗の下に上の字
をも書之此時ハ先方の名とハ右の方へよせてちいさく書て人々御中と
其中に大に書く之 ○等輩ハ我と同位の人と云 ○其中に其人の名と書
とハ先方の名と其中に大に書て左の脇に御宿所と書く之是ハ等輩なり
かうやまふ人への書様之此の等輩へハそれと書く之 ○武家の家来とハ武
家に仕へる者公家方ハ用ゆるなし ○座形と云なとハ新波細川
畠山氏三職の内ハ名有之御管領一色伊勢など細川伊勢なる畠山伊勢を云

此御座元ハ云ニ及ス尤御影号と此外何りて其人の事とさして屋形とよふ之
其外其外ニの宿老七人ニ屋形号御免何りしと貝衛の語之 ◎山名
と云ハ室町殿諸山名殿烏丸殿三条殿今出川殿なとニ云ハる不の山名
の名をよぶ事く 右の々条ハ状の上書の所て名の書様の沙汰く

同宿所(アテドコロ)沙汰の事 第一の賞翫ハ家人の名を書く是ハ御内と
云 或ハ人々御中 或ハ御宿所 或ハ山名名又ハ御返報なとゝ書
て苗氏官途と書けりて我名字中書するハ賞翫之 或ハ表に
人々六山名名とも書きして表書(うハ)のうしろに名字斗と書く
事何り其ハ表に書するハ賞翫也

◎同とハ円封にて文の事と云也 ◎表書ハ字より文の上書之 ◎此原絵参
と作てたる記之

(頭書) 是ヨリ以下朱ノ丸ヲ付タル繪図ハ貝文私ニ加タル也本書ニ本ヨリ有来リタル繪図ニハ朱ノ丸ヲ不付也紛レヌ為ニ是ヲユトハルナリ(朱ノ丸ニハ✕ヲ付ケタリ)

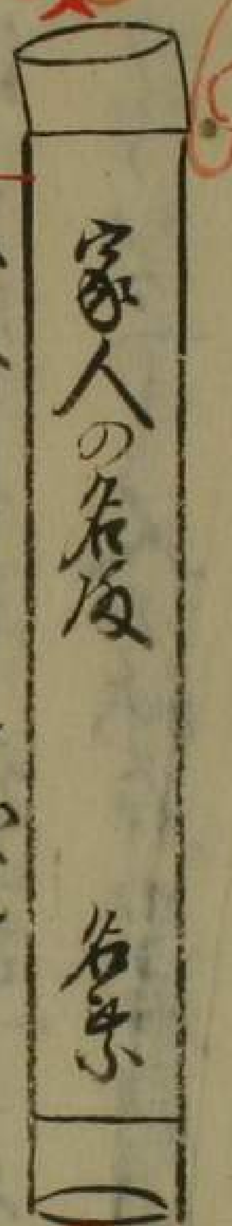

家人の名を書く状之 我名字ぞうり書之

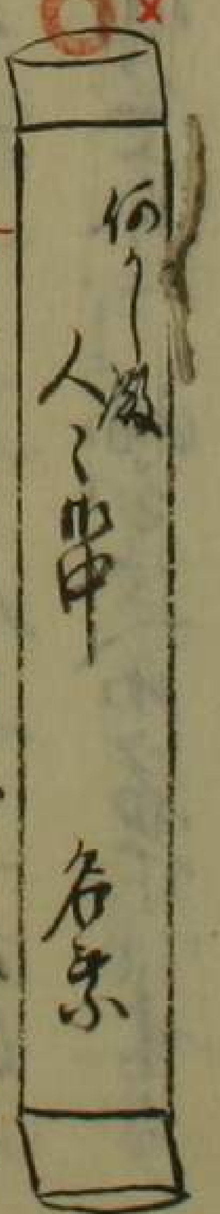

人々御中と出て我苗氏官途とハ不書して名字ぞうり書之

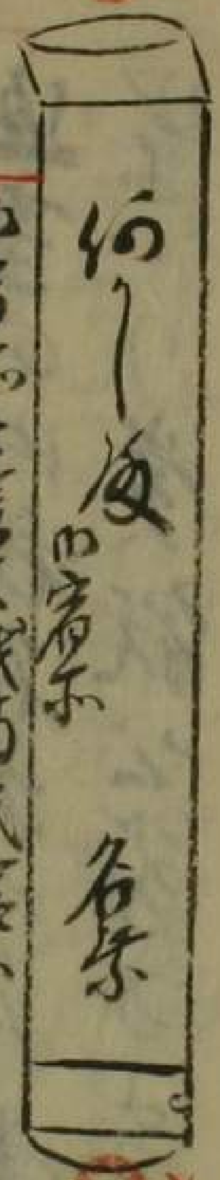

御宿所と書て我苗氏官ハ不書して名字ぞうり書之

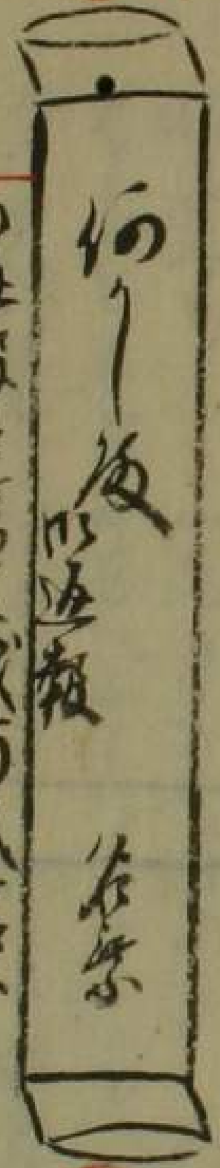

御返報と書て我苗氏官ハ不書して名字ぞうり書之

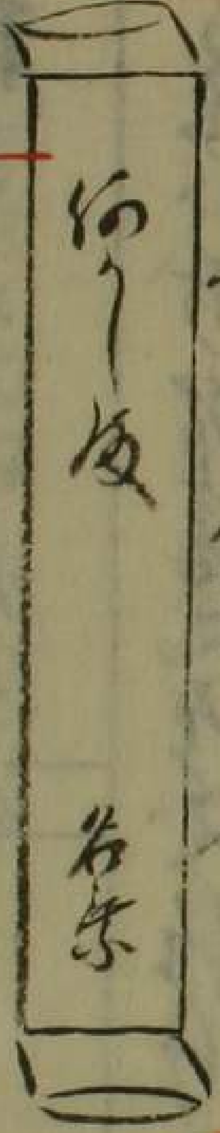

人々とも山名名とも不書して表書のうしろに書するも賞翫也
是ハ表書のうしろに書ぞうりも賞翫や

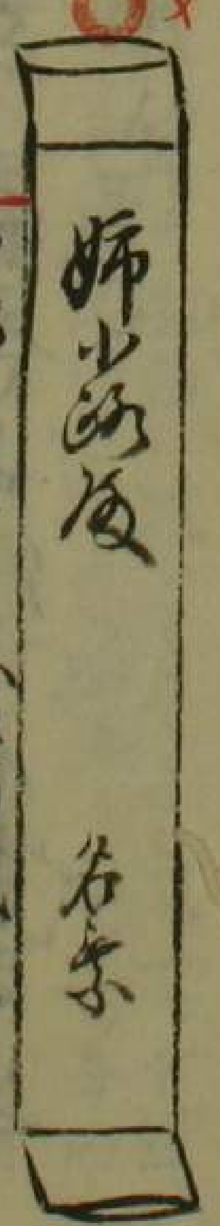

山名名と書て我苗氏官とハ不書して名字ぞうり書や

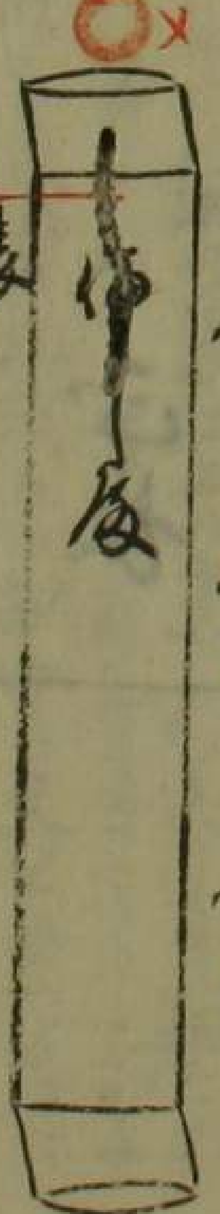

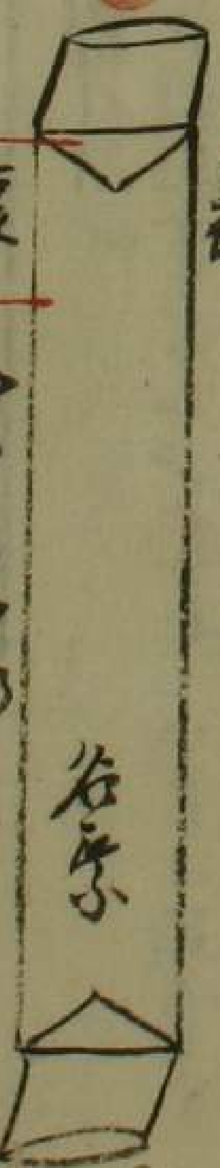

人々とも山名名とも不書して裏に名字中書之

一 腰文の附あて所と封めよりうる書ハ賞翫之下りたるハ尾籠也

是ハ賞翫の事也 封めより上りて名字ばかりと書之

中原民部丞殿　　　　吉久

是ハ等輩の名也組方ハ賞翫也封めの下より名乗を書へし

松[illegible]九[illegible]殿　　　　吉久

是ハ少付書之名ざ[illegible]けなし

[illegible]　　　　正長

返事の時我名乗ざるを書て裏書に何某書之等

是より賞翫公家方に用ると云々

○腰文ハ今の切封しの如し 先状を書て巻て捻紙一枚をとりてよこ三寸一寸切てこの三寸一寸分の紙にて右の状を巻て是腰文のらいしく捻紙り三寸三寸分の紙にてらいしの上を巻て端を細く下より上ケ状のまるよりかなた中上すでにちて組にする之上の方まるハうちのこしてか之捻をうちる組を状にまるくと一重まきて状のうしろにて組の端を上の方へおり之して捻をのえしと巻る所へ上よりかけて下へ[illegible]さきを通之

一 文字とる所の手もちくハ切へしよまき捻ると八手作通へしその

夕名は墨を付ること 実も腰状之名乗礼儀にハ引合の文と申也是は腰文と申る之封めよふ状を巻る組の事と云之

○そバ付ハ服付とも云人之の中の宛所名乗とかとく書る之

一 名の書様上中下の事

月日ハ可略へし

十月十九日
雑賀殿　　是ハ賞翫

十月十九日
雑賀殿　　是ハ等輩

十月十九日
雑賀殿　　是ハさげたる也

○右ハ引合の文腰文も包状の奥の宛所の書様と云之上輩の名ハ月付より一字上る等輩の名ハ月付と同通り下輩の名ハ月付より一字下る也

一 殿文字ニも品あり　殿 賞翫　殿 同　殿 等輩

殿 下輩　殿　此殿と書するハかなによのと書するよりハ少賞翫之文なる　によのと書するハくずる様の事也と云々

○殿の上中下ニ志て書く様うやまふ心にされども殿如此字躰ニ書るハ古ハなき事也と云ハ殿ハ字躰の事之凡そ人の名ニ殿と付てよふ事殿とハ結構なる家のる事ニあらずこちこたる家とかま（て役也人するなれハ殿と云之よ（ハ八幡宮春日宮殿の殿ニけつこうなる家のこ云の字と同しこ之貴人ニハ殿上輩ニハ殿等輩ニハ殿下輩ニハ殿様又より下輩ニハ殿門の者なとニハよのへと書へしめ何しよのへと書也し之　○貞丈云いかし（状の内ニて示ニ様の字と出て候へハ人の公方様御台様若君様なとゝりふ詞ハ慈照院義政公の時代ころより人の心なるゝハしなる事頼さ也る常ニハ人の名ニ様と付てりふ事ハ当てなとの状ニも様と書てある事はしゝの公方様なとの様ハ殿の字よふ大ニ意別なる公方御台なとゝ云へハあまりニさし出けがましき故公方様なとゝ云なり公方むき御台むきなとゝりふ様なる意之公役むきとりふをとおなしやけさ面とりふ私むきとりふを私さ面と云詞也あのさ面このさ面とりふさまも同しる事之伊勢家の書札の書ニ慶長三年ニ記しける書何ニも書す様の字真字行の内ニほとんとえなりさとめて早々家示ニ様の字と書るは文禄慶長の比より始る也

一 謹上書の事 等輩の人ニ書之常の礼や又謹上と書時ハ礼紙ニ可書や等輩ならバ裏ニ苗氏を書可書や 裏ニ苗氏を書之官途の人ハ公卿ノ尉ならバ此賞翫の方ハ春成なとゝ書之

○謹上書とハ記したる文の上巻ニ謹上何りし殿と書之謹上ハ等輩ニ書之上輩ニハ進上と書之下輩ニハ謹上も不書之白紙之記したる文ハ先状と書て奥て封を上と書之又殿一枚ニて書之其上ニ状の如くにて紙ニして書之又記したる文の礼紙之礼紙と書てらいしとよむ之封書ニ紙を一枚模ニして礼紙の上を包むこ此とうハ端書と云なり上巻ハ上も下もひろきこ封ひるゝ示と上下共ニ紙捻ニて巻くまむすび（て結ひて切之なりよりハひと之足し結めハ状の表の方ニみ有つし上巻の上下公ひろ様ニ結ぶ事ニ行りツす

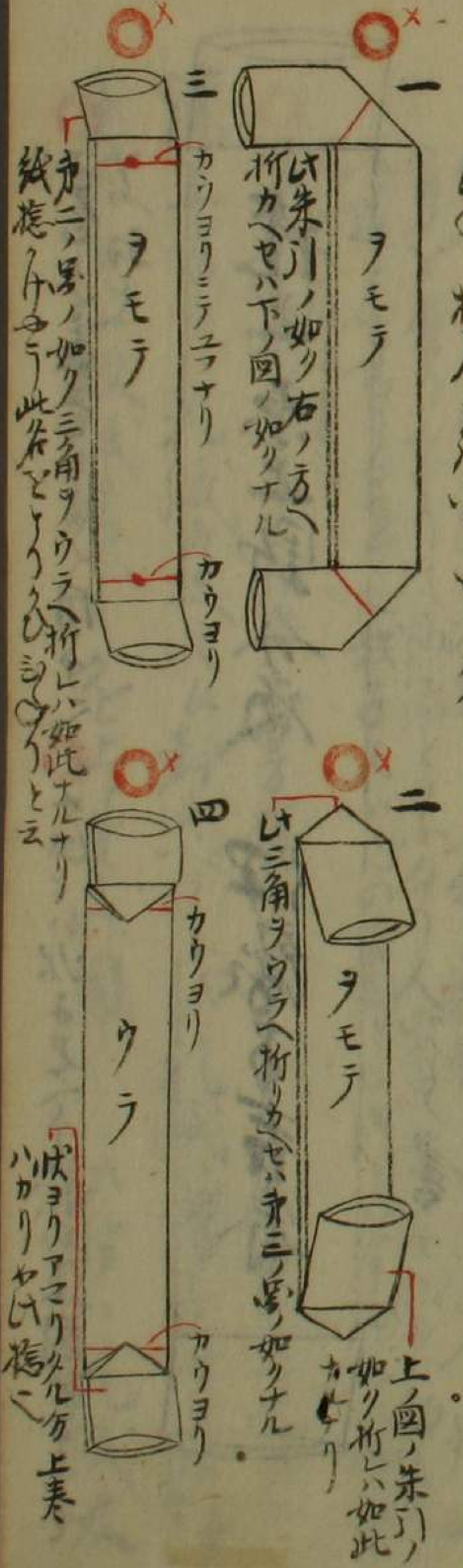

○上巻ニ表書を書く用ゆる之 〔うハ〕〔御詞く〕 ○名氏とハ次ニ見へたる状の絵図とにて

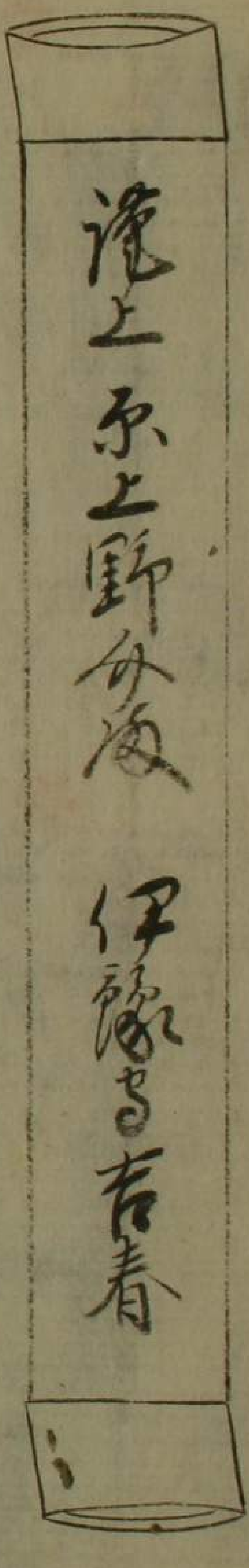

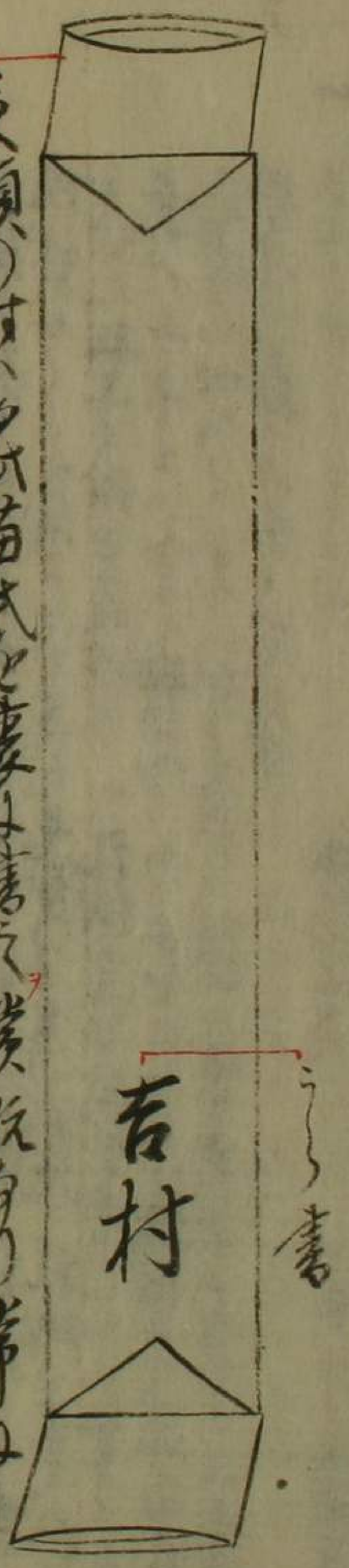

一 交傾の時ハ名氏苗氏を裏ニ書て貴賤ともに常ニ
ホ（?）…ニ裏書なし

一 官の人ハ名氏を書て名字を書べし

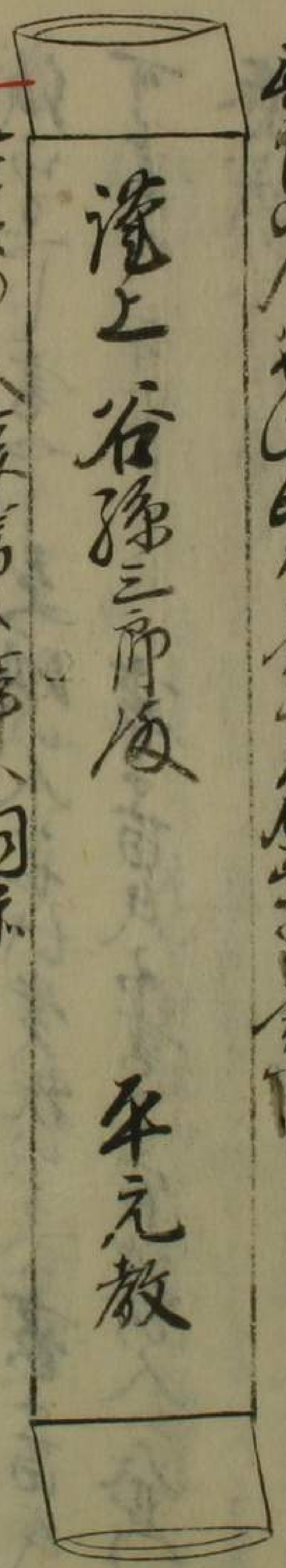

一 官の人裏書ニ事ハ同前

入道ハ御法名常躰かくの如く下書て

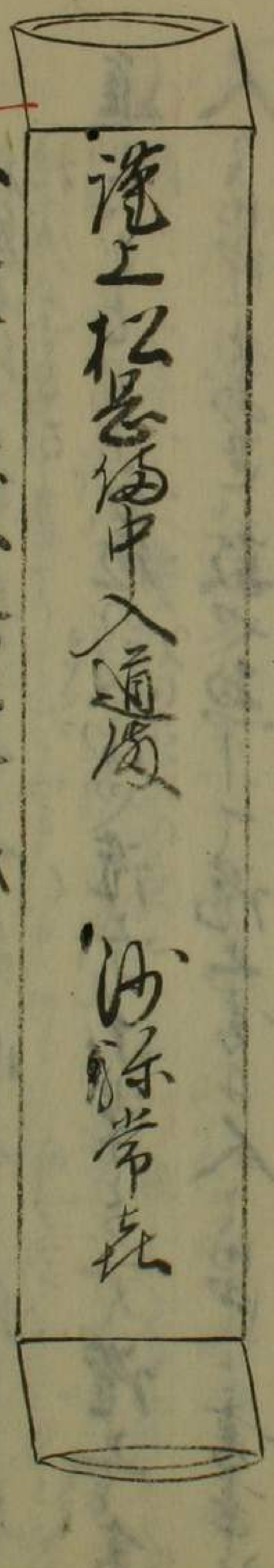

一 入道の時宗示入道なくバ名氏なり

○入道ハ剃髪して佛道ニ入たる人を入道と云也御法とハ初心の出家と云ニ古ハ佛法修行をせりたる在家ニ剃髪して佛法ニ入人多かりしなり是を云る人も入道にてまた云る人も多かりしなり剃髪の人を他人よりうやまひて入道とてを入道といふ我身剃髪しるとも人に對して八身と思ひぞうつて御法といふなり人の方へもハ状ニハ称するを入道とハ書ざる事也我子又ハ内の者などに遣す状ニハ称する

○ども入道と書こ 進上進上と書ざる状ニハ上の方捻めニ継ても名氏墨を引也

一 進上書ニハ礼紙をそへ封をべし礼紙ハ進上の状ハ別ニ紙あるべし一枚紙なるべし名を上ニ書状同し此時ハ礼紙友

紙なるべし
○礼紙の事ハ弟子ゟ又礼紙も○り文のまゝ
めて墨を引く（しすとハ）進上進上と書く所ゟハ○りめて
上とも進上とも書ざる所ゟハ○りめて
墨を引く事ハ相図の如し
去墨を引て点をうつ事図の如し
墨を長くとゞむる事図の如し
御用書ハ去るなり○礼紙ハ進上書の時ハ別なる
状と同じ紙ゟて礼紙とせず別の紙ゟて礼紙とする
紙と書くハ礼紙ゟハ杉原を用る上書も礼紙同前
とふ膝文の礼紙ハ二枚と云つゝふ切て用るべし
一枚のまゝ用る之一本ゟハ一枚紙ゟ書べしとあり
○進上と書く状同とハ進上と書く状も礼紙ハ一枚のまゝ用る
礼紙を紙なるべしとハ進上と書く所ハ状と書く紙と同じ紙ゟて
礼紙とするなり
○封じへしすとハひ○り状ゟハ墨ひくゟ所進
○一枚紙なるべし
○此時ハ那く

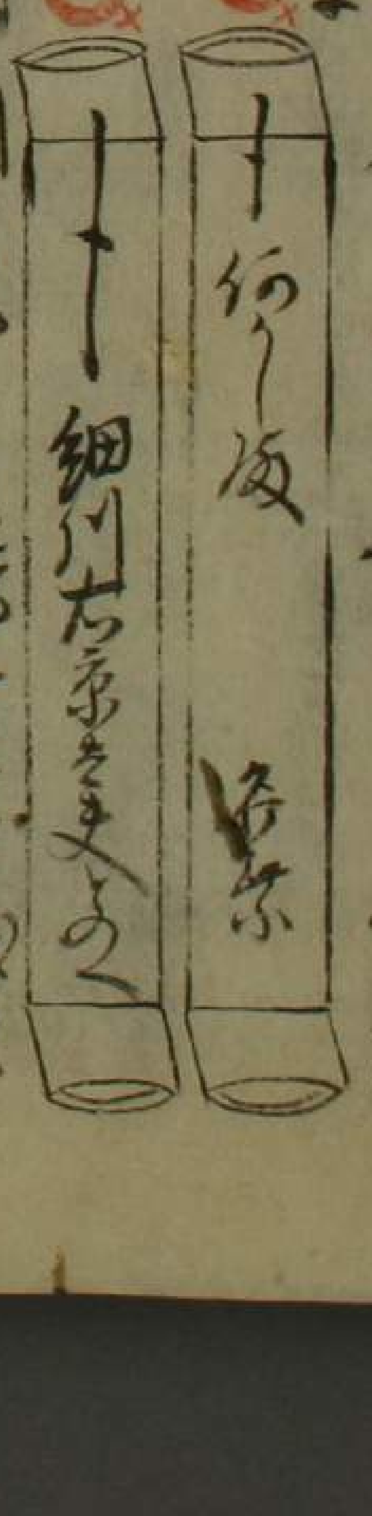

一
進上ハすとより主従の敬(うやまい)紙や進上も亦字と之又進上と書て
人く御中とある也ハ敬や無しして進上書ハ人く御中と書事診
なき事ゟ欽進上ハ始と敬ふ方へも又ハ等輩へも文なり

する方へも書んや本復の後ゟ字文章のかりゆるへし進上と
書する状の返事ハ進上と書べし上と下との礼らぬハありと云
○進上ハうやまふ人へ書ス状の宛所の名の上ゟ書之○無して進上書ハ人く
御中と書ゟ進なき事ハ欽とハ進上ハ等輩へも下輩へも書くる
あるなく人く御中と書まりともうやまひゆハ紙縁く進なきると云也
敬ふべき人ゟハ忠ゟ進上と書て人く御中と之を賃と出べき事之也定り
なる礼之○進上ハちと敬ふ方へもとふより下ハ弟子と進なき事とハ欽と云
ろけと云之○返文字文章のかさうあるべしとハかうやまふ人と等輩ゟ
さうさる人への差別ハ返の字の遣ひ行の書ようけ様と文言とゟて上り下りハ
分るゝ之進上書の状ゟも無差別なる之ゟ下りなる方と云ハ下輩より
上り等輩よりハ下りなるを云之○上と下との礼らぬハありとハさぐひゟ進上と
ハうけざも後文字と文章かとゟも上と下との礼径ハ[illegible]と云也

一
進上ハ主人父師道等請ゝ敬ふ人ゟ書之但主君ゟゟ進上書の
事かへりて僭(ごし)と云紙行り一世なハ進上と書つ也ハ無礼
の紙也きへて敬ふべき人ゟハ主人ゟ限らず一世家人の名を
書べし家人と等輩たゞハ等同の礼を存べき也主君より

下さるゝ自筆の御書の時ハ甚請文(ウケブミ)にをいてハ礼義を正しくすべし

○主人父師匠なとゝ云ハ抜書ニ云進上ハ主人と師匠の名なるへし又伯父(書札の)手親(とさして)おさ遠也云〻 ○便利しとハまろしかゝるやうにて不称名と云心之 ○無礼の儀とハ上書(無礼の様に進上と書に及さるなり)進上と主人へハ無礼と存(まゐ)とハ披露状の宛所に主人の内の者の名を書て 常の御書の御返事も同名の字かきも同案の礼紙の様に書て 又我と同案にて候と云様にて書付るものを我と同案なるとも常よりハ敬ひて書と云之 ○礼紙と云ハ主人の内の者と 常の披露状の様にハ遠ふ之 此時も名を上と書かぬなり

一 父の許(モト)にある(き)状進上人々御中名上或ハ進上某殿と注進と書へし又伯父の方への書状親の方へと同前なるへし
○進上人々御中とハ父の官名とハ不書してやはり書之 右(?)の書様是にて候と書する也
○進上某殿とハ父の官名を書之

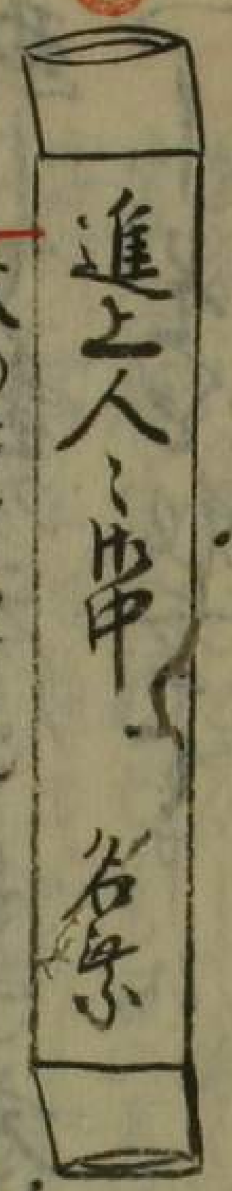

父の名を不書之

父の官名を書く苗字とハ不書也 無官の人の名ハ服(ヨセテ小字)に書く

一 腰文大方内封状ゆへそれをかゝず奥に宛所(アテ)書之べし
○奥に宛所書くとハ腰文ハまつとせざる時常に通用の状なる故状の奥に宛所と書くなり しかもまた書き合せてかやうにすべし 但の字書くなり
○一本に奥の字の上に但の字

一 二枚に書る状の奥に書留たらハ奥に宛所書置べし うらに書留たらハ上書ばかりあるべし又二枚のうらに書く状も是に准ずる也付而書るハ三行ばかり書て留るハ子細なし 又け(?)とハ云ばかりなれどもあしからずべし とりて候ぞハいつとやかくいはん
○二枚に書る状とハ立文ハ包紙の文 柿原一重に書之是二枚と書札を云 柿原一重に書て上包するを立文と云 腰文ハ一枚に書之

条に二枚に書くると云ハ立文にても腰文にても文章長くして一枚に書
余りて二枚に書く時の事と云や　〇上書ハ何とするべしとハ状の奥に宗承と
書して実に中あて所と書く　〇二枚のうちへ書く時とハ前に云ごとく
一枚に書余りて二枚の方を引かへして二枚めに書延る事也　〇又此と云ハ
奥にも何へしとハ此ところに申ことにや　此とハ一段にハ立文の附
ハ此とハ一字あまりとても書あまりたる事に何へしハ書くとハ二枚めに書て
書留べしと云様にても其ハつぎと始て二枚めへ書かるべき様ハいまだ急に書
ところに申ことも用ふへからず　〇一本に二枚に書る状の表書
留めてハ上書をも用べからず実に宗承なるべしと何も此上書けるべからずの
一句法中奥武執書札篇にも古し能く用べからず

一
名字を云ふく書て判と大にする事ハ根源之文状と草字に
書事也然ハ誠に敬ひ候方へハいかにも真字にて可書常
の義也　忠懐ともいかにも墨多く真字に書べし　又さらに
或ハ小湊名院其外常の人の名など統ハちいさく書べし
悪しても墨のこきうすき文字の大小により尊敬の儀を
つくし是を秘事とする也

頭書（小湊名の事前に記入）

一
〇草字とハ字の形をやつして書くと云　〇真字とハ通例にハ経文抔など書
きる字形を云や　然とも古の書札の書方に真字とりなハ経文躰の字
字体のやうに書事にてハ無し　やはり草の字形ひとて文字をやつさず
字体とおほ式に正しく書くと云也　然ハうち行書の事也　貴人へ（又ハ）進物目録
ども右の字体に書くや　今の世にハよりては貴人へ（又ハ）目録ハ以経文の字体
の如く書事になりたり　古風にあらざる也　〇又さらに或ハ小湊名院其外
下人の名をば何とハ人に此中と書たる扉に貴人の名と書く時の事なり
墨のこきうすき文字の大小により尊敬の後をしるべしと云や　上方への
状ハ墨多く文字をちいさく書や　墨うすく文字大きなるハ諸しみ
あくなるや　又貴人の御名をちいさく墨うすく書事尊敬なりと
上表の宗承の書法也　書札条々云うやまひ申名字を改と墨うすく
そむ背墨多に書事たとへば御名とあざくと申さぬ様の御義と云　又云
貴人の御名の字文云に入る事墨付を何と伊勢貞宗（昇進の蒙）によう
すべからん事不宛と云　武執書札篇云　披露状調へき事いかにも真
字小文字に墨少なく可書云々　下の文にも宗承墨うすく文字
尊敬や　思慎ぜんハ墨をちろくうしろ可書云々　〇

又書状に三真相通とて三つ別に分ひある也申伝りし也
〇三真とハ文言を真にすると文字を真に書くと宗承を真にするとの三つ也
然に三真をもひろくと三真お為と云也　文言を真にするとハいかにも詞をう
やまひいんぎんに書也　文字を真にするとハ文字をやつさず正しく書也
宗承を真にするとハ家人の名を書く是披露の先
弟子委細又これより

而して又要ならハ進上人々御中と書也ともに委細前にみえたり等輩
下輩へ遣す状も此例を以て思案有へし

又文の巻紙大小品有へし依て墨多く文字小きハ賤
敷也思慮なくハ墨を黒くなして書へし文を大ハ巻てハ
不可然又名を大に書くハ尾籠也

○文の巻紙大小品とハ状の奥を折事一寸ばかり折へし細く折るハ尾
籠也と前文にみえたり又二三枚に書たる状の時ハうしろに書留たらハ一行
折て巻へし表に留たらバ奥より巻へしと前の文にみえたり状と印し巻
たるハ下輩へ遣す時の事へ上輩へハ必す大にまくへからす我名字ばかり書也

一 腰文封する事墨を二つ引て点をかけ封と云字を弟に書
ける時之事へハめでたし外ハ細かに縦ヲ以ての封の一つ引て点
を付へし一つ引て点をかハさげたるところ也〆やはり又公家
方ハ封の字我実名を一字添かへし欲

○腰文のまへに前に記かへし如此封しめ左の字の如し

墨にて書てハ見苦しき故に
さるゆへ此字にハ假字
朱にて〆と書也
×○

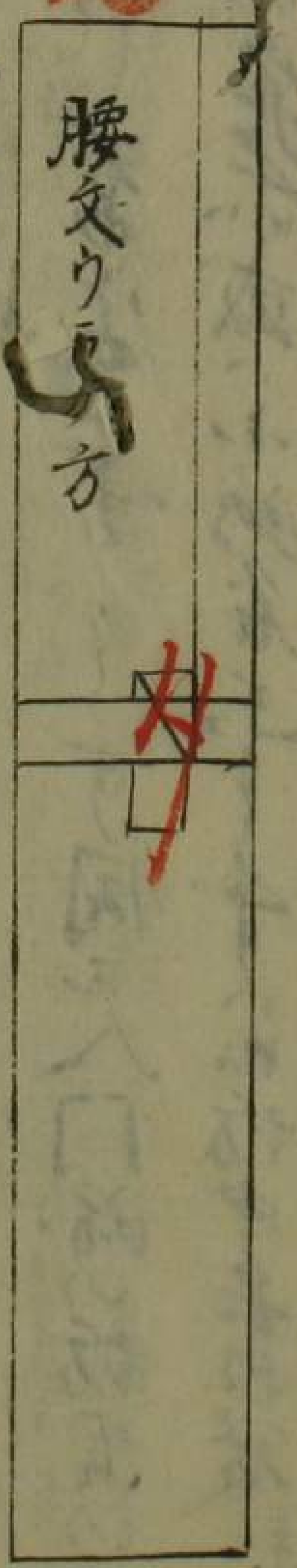

一 両判の時右筆の人任にるく大日の下に名を書へき也一方上
流ならハ表書にハ上流の名を書へき也其ときハ奉行と評定
流の時表書にハ評定流の名を書へき也自余准之又連判
の時ハ何十人もあれ奥次第に上り(アガ)あるへきなり

○両判とハ両人判をするを云之
政所の奉行ハ昔ハ何奉行とて常に定りたる手判しける時より事にのそ
三て右の奉行より何の奉行をも勤る
○上流ハ上首也位の高きを云也
○評定流ハ政所の評定衆の時
訴訟を評議する役也
○上巻ハ状の上書なり
○奉行と評定流の時
表書にハ評定流の名を書とハ評定流ハ奉行よりも上なる故表書に評
定流の名を書よ
○奥次第に上りとハ位上りたる人を後に奥に書なり
一本に両判の時表書にハ右筆の人の時へと云一句許あり然に按書にも卸用
へからす按書に云両判の時ハ右筆ハ上流なりとも日の下に書へきよし也
奥次第にとハ下より次第也小家にとまりハ老次第なるへしと云ニ在
次第とハ年齢次第也

右筆の人任にるへき
日の下に名を書へき
也とあり表書にハ
小家の人の時ハ

一 両人の名を書時奥ハ下ニ有リ表書ハ奥ニ有リ書べし

上 吉川左衛門尉殿

下 武田弾正忠殿

○奥ハ下ニ有リとハ状の奥ニ両人の名を書時ハ下ニ有りける人の名を書 ○表書ハ奥ニ有りとハ状の表書ニ両人の名を書様ニ下ニ有りける人の名を書て後ニ有りける人の名を書く 奥とハ後の事といふなり

下 武田弾正忠殿

表書 上 吉川左衛門尉殿

一 人の被官人又ハ人の陪臣の方へ書状を差しける時の文章ハいかにもいんぎんに書て 宛所ハ此方の親可有也 候て遣候と書べし 宛所ハ家司（ケイシ）の名を可書て 其文家司の名と書ならバ 人ハ中或ハ居所（キヨシヨ）或ハ何殿御屋形と書べし 其付ハ恐惶謹言と書べし 草字に書べからず 同じ人門跡の坊官の方へハ書状同前宛所或ハ小路名書からずハ 坊中兵部卿殿参

おどろかし可申候て

○被官人とハ昔諸国の村里ニ地侍とて主もなく候順知し来りける侍有り ここ国又ハ地頭なとの地侍ハ主国にて地頭へ出仕するを是を被官人と云也 被官と書て出仕と読むへし ○等輩への書様之 ○家司ハ家老の事也 ○居所とハ小路名の事也 ○恐惶謹言と書べし 上輩への書様ハ家老の名を書 又ハ何殿御屋形と書 此状の宛所の書様ハ人の名を書て人の中可有 真字にて恐惶謹言と書之 ○同人とハ其の被官人の事として云之 ○坊官と云ハ剃髪し俗名を号し白袴をき腰刀をさして門跡ニ仕ふる者之 門跡の家老之法印法眼なとよりて式部卿治部卿中務卿なとの名字と奥向妻帯なりと云之 ○名子書とハ兵部卿治部卿中務卿なと有子兵部卿殿参と書之 坊中と書ふる

一 恐々謹言 是ハ敬也 恐て謹て 是ハ常也 上て 是ハ下也 又恐惶とハ上恐惶とも謹言とも書くハ大草字なれバ真字の恐と謹言なれハおろそかに云流れ草字なりとも上恐惶ハ真字の恐ニ子ハまさるべき事と云候なり 然ハ恐惶と書く位なれバ然と真ニ

書べき様也又やは上て候てと書るハ尾籠也中紙へハな
やはは也件或ハ沙そかど宛字ニ書て名字ハかず判ある
ある也上包ニハ宛字ニ名字と書べし上てと宛字ニ書るハ
ほしと書るもあるべし又宜預御披露候ニ也て謹言
又此名可有御披露候ニ也て謹言又可令披露
令披露候ニ而不仰候ニ也て謹言などゝも書ル様はかるも
あしべし同様ニ書て也恐惶謹言と書又也て敬白(ケイビャク)恐惶敬
白とも人ニよりて書べし。

○恐惶と書く従者ハ殊ニ真ニ書べき事也と云ハ弟ニ叱ひる三真書道の
志を以て思案在べし ○宜預御披露候ニとハ宛下ハ皆披露状の文言なり
人ニよりて書べしといふ敬白ハ俗人ハ不用といかしへの書札の文言と見るナリ
敬白ハ皆出家方へ書しる書札の古案ニ見えたり書札故実ニ云恐惶
謹言ハ実儀ニ法中へハ恐惶敬白うやまひるこそ此へ出ていは又あつく恐惶
なし又誠恐謹言不公家ニ用まちひのもハ昔ハ武家ニも多く用ゆ

一 日付よりのけて奥ニ名を書る文さのを書
るも見るべき事ニてはなけれど又日付より一段
まさりて可書頭ニハ中書りしは人ごもさのを書りしる
ハ見ゆくは

○日付よりのけて奥ニ名を書とハ状を書て其方の人の名と日付よりも
ちろふ遠のけて奥の方ニ書くハ其の人をあげるや

○須ニ事もあつるとみえやは当時ハあしくは云と法中と宛ハ出家方
事之敬白と書て済るとんでまう走とも謹言と同し義なり

一 家来の判并茶の者ニ遣しは家人の名 一、人々御中 二、小姓
名 三、御宿所 四、参人々 五、参る人々と書て名と
名を書る 六、まゐらせ候と文字を宛ニ書て名を
まゐらせ書るハ 七也、まゐらせ候とも書して名ハ名中
書て我名宛中書るハ八其をとう方添付書と云文を

说しんハ賞翫の次なれハ組借分別よりハ劣りたる也又
苗氏とハ不書して長順なりとも官途なりとも書事ハ一段
の事なれハ苗氏不書とも縫殿(ヌイ)とハ奇中殊に大進局の
日記なども子細ありて書事なれハ又消息に名(メイ)句對句のよう
奇妙なれ

○ひとと名字書てよふひとハ其の字なて其家の己も同し人と申事も名
これ大服付とせひして其子先の人の名と書く ○我名字計書よふたとへハく
官途の人ハ左馬頭尉春盛長順の人ハ伊豫守吉春なとゝ書きうやまふ方へハ此
のうへ苗字と書 弟子侍従 紹子ようちつけ書と云ハ官途も長順もかゝずして
名字ばかり書也 ○苗氏と不書して長順なりとも官途なりとも書事ハ一段賞翫の
事なれとふたとへハ細川右京大夫と苗氏と不書して右京大夫殿と書是
長順ばかり書る之又畠山尾張守と苗氏と不書して尾張守殿と書こ也
官途ばかり書る之苗氏と書る居候縫殿なとハ苗氏と書して人とうやまふ
也苗氏と書ぞよも其人の官途之紹る其人の名あハ苗氏と不書之貞
又云今の世の風俗におうやまふ人の名と書あふハて苗氏と名付て細川と
ふと細とぞかり書き畠山とひて畠とぶかり書事ぞやる之て苗氏と云る
古ハ苗て無きこ又一字苗氏の附ハて苗氏子書くてしも書事あきや

かゝ苗氏に切て書くすハ無礼至極つましき事之古ハえ服の孫あハ奥の
孫と切る事といふ又同付きり己の付る矣と名字とせぬ武実も武家あてハ
切るといふ事と云ひむ武之紹る子さし苗氏子切て書事孫候の此あらふあハ孫
いまくしきき事之武家の武実のようさる世あハ苗字のつる氏名付る人あ
し○大進局の日記とハ大進局ある時あろうとつぐ也を付る日記へ是日記の付
孫書続き多く武実守ひ多き中に書人耕ち又ハ操見せらる又みふハ其
人の名ハ苗氏と不書して官途又ハ長順とかり書也古き大進局の日記と
見て知るへし○名句とふ古き書籍にある古語と引出して常の此の文
言ゝ書入る之○對句とハ詩の如く詞と名づう句と對子作りて此の
文言と書之對句ハたとへハ宿ハ池色ハ樹候ハ敵月下門なとの類之名と
候と對し宿と敵と對し池色と月下と對し樹と門と對あるこ名づうの事
ハ此の文云 子ハ好ぎる事之

一 宛所の脇に何とも書ん事ハ其ぞ候とも又ハ服付大下候之外
○何とも書んといふ人と申名先候しん名ゝしん書状の鋪なとゝ宛所のてき
に書と云也

一 消息三枚めハ一枚ハて可巻二枚めハ紙のうしの方に可書之
又三枚めハ紙の表に可書何枚もこしを以て分別有るへし
消息のうしに書留さうハ一行折て書へし表に留さうハ

奥より巻べし

○消息三枚とは状の文言長くして三枚に書く也○何枚もと云ふ一枚め三枚め五枚め七枚め九枚めは表に書き二枚め四枚め六枚め八枚め十枚めはうらに書く之

一 まづ文を上下おしまはしむるには、やしきなる鯉の口と表して
いろいろと結ぶめて巻くるや、又一流上とぶおしまはしめて下とは
おもしろくと結ぶむと云々 是は上より両三遍などの中へ入るまじき
為におしまはしめ下は入る二遍などと留まじき用(ヨウ)也 おもしろくと
まはむと云々

○立文と上下おしまはしむるとはたて文の上巻の上下をまはしむるはかりの事と申とおし
はぶしてまはしくしるは、やしくなるや○鯉の口と表してとはまはしむる文の
上下の端のこぐちと鯉の口と向きあふ事にて巻てまはし下に書之○いろいろ
と丸めてとは年くおしはぶさず巻くとあはせてうつくしく巻てまいらせ候
○おもしろくと丸むとはおもしろくとはきれいにおしはぶさずおもそうにして丸めと
はけてよくやいろいろと同じ事なり

一 文書のうらに判形を居るには末端より下へさげて紙をのべし奥端へ
寄るは見ぐるしきや近代は紙有実なく見えにくいべし 又
合と云ふ文書あり、是は下にさげて判とするや

○文書とは常の状にあらざる用事の書き物也○末端より下へさげとは上中下までの
はぎめに裏に判形を居る事也○裏に判形を居るとは紙の
間まで結ぶより下の方へさげて判とする事○奥端とは紙のはぎめよりも奥文
は端の方へさきよりするは又はつぎ紙のはぎめの真中に書くべき 故実
なる道具なりしとは判と文字する時は用の文墨うすくして紙の表へ下に
見ゆるにはくべしと用心とも へし判の形にようして真中に居へてもかく
ようなる紙に見へ有るもなくべしかようの事と故実と云ふや○合と云ふとは
紙のはぎめのうらに合の字と書くると云ふや書札礼節と云ふはぎめの
裏判は上よりして三分二の所に居べし云々 中文とは末端より下へさげて
と云ふもはずなり

一 重而謹而言上と書くは礼紙に書く詞也

○重而謹言上とは本書に書残しある事と礼紙に返書する詞之謹言上の之
字は貴人へ中上る詞之 披露状などの返書の文言之年人への文言なれば
す是る旨書に書残しある事はのて返書とするなれば必礼紙に書く旨書
に請書なる事はなきよし年人へは申すると文はなく書之結崇の謹上
後賞と云ふ謹而の文字あらしもらいしまや云ふらんとくらべし
ある也とも憎むとも後賞とかくける文字(モジ)はさらしにおしと云々是も中書

ㇾ後覚流罷出候の事見えざる所ありしも礼紙に後覚流罷出候の事あるをもつて礼紙とえらるゝ也　平家物語にも同事

一 三職ハたゞひとへに名をしんと在て又人々の中よりて名を覚
在のとりしは御同朋家なども職中格ハ外なる茶ボハ人々中
在る潤は色々の回答所に依所ト次第ハ右体書
ハも在て公家中へも出家よりてハかくりめあるべくに

○三職ハたゞひとへにといふハ斯波細川畠山の三家相たゞひとへに名をしんと此の服体を云ふ也 ○人々の中よりてといふ此人々と云も三職の人々や名をとへよりハ名を識しんハ貴数也 ○同中家などといふ同じ三職の家なるべし ○職中格ハ外なるといふ管領の職にあらざるなる也 ○人々中ハ上書への服体也管領ハなりあらハ外なる方より此の管領の方へハ人々中とて書付と書事也 披書は当職ハ昔より数年にハ云ふ ○これの回答所に依所ト次第ハ右体書きてもよしといふ也も三職の方より書事書状の事なり ○出家中へも出家よりてといふ公家方の家々官位の高下によりて三職よりの状の書様たがひめある也 ○此一条ハ三職の方より諸家へ遣はさる上れのことといふなり

一 馬をよするへきしは状に毛付不(カゲ)などの事常のごとく可書

或ハおうし不(カゲ)須添盥(ミエダライ)田楽(タワサリ)彦間(ヒコマ)などとく副状に可書先
木(ホコ)不(カゲ)と書ておなじく下作(ウロコカゲ)也可書たとへ刀なども同様彦間
田楽須添盥など一匹の事といふ内状なしのきへき文うや
まふ方へハ雲雀毛黒毛青毛などゝ毛と云字を書べし
常の方へハ黒毛雲雀などゝ書也

○毛付といふハ鹿毛栗毛月毛河原毛などゝ毛色を書付る事也 ○不といふハ馬の先の股子おしろ〳〵様不の事也後に此の形と不にまざこて火やて様て
るの股によりるゝその不とあてゝる示さるゝなりて毛の上に不の形あらば
みえあるゝ上古ハ天子の御馬ハ宮の字の事をおしるゝ也厩牧令にみえ
たり室町将軍時代に不の名さま〴〵によりしや書れ新に書馬具寸
法記などにみえるハ琴柱(コトヂ)庵流輪雀目結輪違丸引両目結下り山遠雁
鹿笛(さびたる)雀何も西とれる事ハ西に同不也松皮三日月不及見云て
又宮山式部少輔貞御成記の内文明十四年武田治部少輔信親進上の目録に
御馬一疋青毛不柏十文字とかゝれ柏十文字ハ柏の葉の形と十文字とおかれ
るなるへし又一条摂政兼良公の御作の尺素往来にみえる不の名ハ鹿笛
飛雀羽折雀小雀庵下り二庵下り一遠雁文文字有る文字引両九大輪違
云々何れも其形を様不にするゝ者立牧にかゝりて定りたる不行る也 ○常の

頭書 追考 一条兼良公御作ノ鴉鷺合戦物語ニ乗する馬ハおくのたぐまうトアリ牛導ハ奥州ノ牧ノ名ナリ

○本尓トハ種尓ノ事ニおろし尓トハ牧ノ名と書付る事ヲ云也

やくす書とハ馬一疋(鹿毛 川原)なとゝ書なと おろし尓とハるとひそるち垂て
ひとうまする尓を牧と云詞国々牧ありその牧ゆへて豹とそびて後牧より
外へ出するをおろすと云 尓牧とそより定りたる尓ありその尓とそえて
此豹ハ何也の牧よりおろしたる豹とこるを知る也 おろし尓也尓ハ印也
まるすやし ○須添盤田導ハ副状子可書とハ須添盤ハ須
添足井とも書ル又田導ハ牛導とも又多久佐里とも書也 須添盤田導表
間ハ三ヶ尓の牧の名也此三ヶ尓何也の国の牧とりする事ハ詳ならずしかし八右三
ヶ尓よりおろしたる馬とハ殊のお貴尓しよろし良馬の出る牧ゆへて左し
あるへし 尺素往来ニ云多久佐里ニ李牧ち三足ハ須添足井爲也弁駿瓜地
拘尓騰千馬ハ云ニ又云大嶋遠点秀間立庵ノ下ノ一方是ハ尓也牧ハ別ニ可
有沙汰秘毛事ニ云ニ副状とハ公方様より御内書とゆて御太刀御馬など承付
伊勢守より状を添へて遣スと副状と云ニ書れ方の古案を見て知るへし此
条の御文の意と以て副状と認め又ハ文言訖而に後御内書付得る一疋
(鹿毛川原 黄間)御馬須御面目しなと淀る 私也でも主人出書と家人ニ遣し
馬なと被遣る時家司の方より副状も同前なるへし常の牧の名ハ書の出る子ども
ながら右三ヶ尓の牧ハ貴殿之べきする尓副状ニ書の出る ○おろし尓とハ尓よ
添者る爆尓のる事 ○下尓ハおろし尓をもとにおろし尓とハ擬なしておろし
さる尓の牧の名の事 おろし尓とりかる別にされるハ詳ならず ○太刀なども同前
とふ太刀ニ添状とする如くニ書くと云事 ○一疋の事とハ内状ゆへの出へきや
とふ表間田導須添盤の尓なる馬と書すハ一疋おるき貴殿の事なる由へ内状か
とあも右三ヶ尓の牧の名とハ書の出べしと ○内状とハ披露状の前之常の披露
状ハ主人の家人への文を認尓子書て服仕を被せざる也 内状ハ披露状の如く認て

宛所も同前にて服仕とするニ書札法式抜萃ニ云 披露状も西子献る
公事にて猶更懸と存せハ文体披露状の如くにして或ハ人と申哉
御宿所なとゝ申次の任子より服仕而るへし是を宛状と云 又内状と
是にして披露状より猶う君さまふ觸ニ云ニ内状と同也いふて内状子限る
事子而とす 披露状ゆへも右三ヶ尓の牧の名とハ書の出る也常の状にハ
書の出る也 ○此ヶ条の御文言ハ中々ちに御遠慮ありて法制と存無しきよう
しきう子なる事にて注釈を加ふる者也 其文の意理會得せざる人の為にする
中ハ略書ちらへ而りり ○

一 御書畏而頂戴仕候 是ハ主人の方への御返事の文章也 御書
謹而拝見 是ハ主人の御親類中などへおそうひて可書
御書委細拝見申候 是ハ少かる尓へ遣る書札(ハ本案より ハ賞殿)拙者
細承候 (本案) 樽さ而ぐ可爲と
○主人の方への返事とハ返事の披露状の文言也 是は主人よりも下にて上輩への返事の文言也
○是ハ少かる尓なとふ

一 文字勘かる時合點の道別子他流なき也 但略合點とも長く
引べるべず三分ぞろへまろし字の上へ引かけるハ不可然候

名字ハ人の名字より右ニちとさげて可書又文書の神書
ハ三字ばかりさげて可書之
○文を勘ずるとハ人の方より何事にても用事を箇条書にして相談の書付
を遣ハしける時ニ其書付を勘ずるとハすむ字之勘弁
あるなり之 ○合點の道とハ其書付ニ点をかくる事也別ニ其他流ニ
別ニ云ふともなき之 右の箇条書の内我心ニ合ひてよしと思ふる事をハ
其ヶ条ニ点をかけて其よしを見て是を合点と云や ○名字ハ人の名字より
右ニちとさげて可書とハ右の箇条書を勘じ済て我名字を書加へ
て流ハす之 ○文書の神書とハ右のヶ条書ニ神書とする事之 右のヶ条
書我心ニ合ひたる事ハ点をかけ心ニ何ぞ存寄ある子細あらバ右のヶ条
書の端ニ存寄を記しきこえ也是神書也神書ハヶ条書の中文の記より
三字ばかりさげて細字ニ書て流ハすなり一本ニ文書の神書と云を
書状の神書と記す本あり。

返事ニ三時先方の人の名字の右の方より少さげて我名字を書加へて

一 内々の状などにハ足下(ソツカ)座下(ザカ)席下(セウカ)机下(キカ)硯右(ケンユウ)座右(ザユウ)窓下(サウカ)函
雪の日などハ函窓下雪窓下などとも書之玉席下と上ニ玉(キヨク)と
云字を書事も有之玉の字ハ尊貴[illegible]や

○内々の状ハ至て念なる時ハ其人の方への状之 ○足下以下ハ皆状の脇付
也下の字ハもとへとよむ之 ○足下ハあしのもとまで此状をまいらすと云心也以下皆
此心也 ○座下ハ座のもとへ之 ○席下ハむしろのもとへ之 ○机下ハつくえのもとへ之 ○函
硯右ハすずりのかたハらへ ○座右ハざのほとりへ ○窓下ハまどのもとへ之
○函窓下ハ函ある窓のもとへ之 ○雪窓下ハ雪ふる窓のもとへ之 ○板書ゆふハ雪窓下の
下ニ吟案下と何り詩歌を吟ずる所へまゐらすと云心 ○玉席下とハ玉をかざりたる
ゆかのもとへ之 かやうの通ハ念入たる時ハ人ニ此中を経てしんならしんの尊称
なども書之常ニ用ゆるハ右のとくなり脇付ともするなり

返事ならバ 回琴(クハイキン)下 回雁(ガン)下 回鱗(リン)下 回章下 回鯉(リ)下 回奥などとも書之何にても
返札也 謹呈(テイ) 謹言 謹答 謹報 拝復(フク)などハ出家方へも可書之
○回琴下の回の字ハかへるとよみて返事の書札之 ○回琴とハ昔唐土(カラ)ニ
伯牙(ハクガ)と云ふ人と鍾子期(シヤウシキ)と云ふ人と友にてむつましかりしや伯牙琴を引けバ
鍾子期ハそのそばニ居て伯牙が心ニ思ふ歌をうつして琴ニ向ひせけるとなり
鍾子期死して後ハ琴の音を知る人なしとて伯牙琴の糸を切りすてて琴
ひくことをやめけるとなり列子(レツシ)と云ふ書ニ見えたり又司馬相如(シヤウジヨ)と云ふ
人卓王孫(タクワウソン)と云ふ人の所へ行て酒のみの時ニ其家のむすめ卓文君(ブンクン)といふ者のうつ
くしきを少しなるニ相如司馬相如卓文君が事を思ひて琴(キン)をひきけれバ
卓文君琴の音を聞て司馬相如が我を思ふ事を知りて夜ニ入て出奔して
司馬相如が方へ行て夫婦となりたると云ふ事前漢書又史記と
云書ニ見えたり右の二つの事ニ皆琴の音を以て心を知りしる之書状ハ

頭書（琴テハ糸ヲ七筋カケタルコトナリ）

○范蠡カ鯉魚ノ腹中ニ文ヲ入テ送リシ故事ハ太平記ニ見タリ史記ナトニハ見エス陸廣微ト云人ノ記タル呉地記ト云書ニ見タルナリ但少違タリ呉地記ニ曰呉餘昧之子ヲ曰僚立為諸樊之子公子光所殺在位十三年僚好炙魚子光使専諸進炙魚置匕首於炙魚中刺殺僚子光自立是為闔閭云々此事ヲ取違テ太平記ニ書タリ

人の心とかまふハする物なる返事の書を以て人をとかく者あり返事
の状の異名を回鴈とはいふなるへし回鴈と云ふハ学文ある人ならてハ
知りたる人なし彼是思ふの推量と云ふへし○回鴈とハ是も唐土の昔
前漢の武帝と云天子蘇武といふ人を単于と云胡国へ使にまかハしけれハ
単于か蘇武を捕へて帰さす数年留めし雁都へ向ひ行蘇武故郷へ天子雁に付て文
を書て雁の足に結ひ付てやりしと云ふ事ありて雁ハ是雁の
けしハ雁の足に文を結ひ付てあると云ふ事と申て返事し蘇武か文なり
使を使として蘇武を召し返して返事し云ふ事ありて前漢書に委しく
又是より此事ありて書状の異名を雁書と云ふ也
回鴈と云なり○回章と云ハ返事の文章と云ふ事也○回鯉とハ是も唐土の
昔越と云ふ国の王に勾践と云人あり又呉と云ふ国の王に夫差と云ふ人あり呉
王越の国と合戦をして越王とらへて牢舎に入て越王の臣下に
范蠡と云人ありしか魚と賈る者に身をやつして呉国
て鯉の腹の中へ文を入て魚と売る体にて呉国の腹中の
文を入たる鯉を越王に進上す越王鯉の腹中の文を見て後の事と起して
しておる所に帰りて国に帰りて後軍を起して呉国を亡したるとなり
高事なり呉越の戦の事ハ史記文呉越春秋なとに委しく書たり此の故事を
以て返事の状を回鯉と云ふ鯉の事よりて回鯉なとも云ふ
謹呈謹上の呈ハ上るとよむ字也
くつもよむ字也拝復ハ返事の状の脇付に謹呈ハ是も先
てき付之呈下とハ呈上ハ方より差出す状の
脇付也殿下も書ると見るなり

又衣鉢閣下侍衣閣下呈上なとゝ書く武家よりも何れも
禅家へ書く
○衣鉢閣下とハ衣ハ僧の衣也鉢ハ出家の持つものゝ也禅僧を
禅も閣ハ二階作りの門にて今山門といふ也出家ハ衣を着て禅
とかく衣を着し禅とおもふ人の門のもとに状を書し
てき行をするに○侍衣閣下とハ侍ハそへ
と着し長老の側に伺候しのふ人の門のもとに状をさすへく
したてまつるとよむ何れも禅僧へ書き状の事也
さし出て武家なとへ式ハ尊報 貴報 尊報 貴報 回
書之 出報 出報ハ返報より貴報の字よりも方也
や 出報ハ出返報より貴報の字よりも方ハ大くに
かとい安富勘解由左衛門尉 元盛 蜷川新左衛門尉 親元 なとゝ
中ハつるハ出返報ハ出報より貴報の中ハつる出返報 我より下へ書之
尊報 回章 拝答 並に奥に書れたる書るもの也
○大きい状なとにあると一本に大円方とも小之
方ハふ状なるへし出報ハ二字之出返報ハ三字之
○出報ハ出返報より貴報の字数の多きハ尊報なるへし

安富勘解由左衛門ハ何人とはしらず詳ならず書札の故実を知たる人也
安富がいはしける書札の書一巻あり公私翰書と云 ○蜷川新右衛門
伊勢守貞親の被官人にて書札の故実知りたる人也 ○御返報
貴殿の御中へつかはし抜書に云御殿ハ御返報より上なり申状と安富勘解由
九本の蜷川新右衛門か ハ御返報御殿よ(?)り勝なる(?)へくもすなはち御返報ハ
人々の御中ハ云々 ○書札方書ける物には書札法式抜華かとぞりみ(?)

一 女房文の書札ハいはゞの御方へ名申給へと書てかやすく候
名へしと書ハそはよりも次也 名とばかり書て上中下を名を
書ハ我よりも下へなるべし 又文の上巻の紙二枚を用べし 一枚
とぎれて用ゆハ略儀也 ○かめに墨とも(?)と二筋ひくべし
又奉行への文ゆハ上巻のうらに月日をちいさく書べし 立紙の
上下を同し様にする也 又文の奥に切れて裏へ折り次に一切
表へ折べきやうなる礼儀なるべからず 名乗の上の字ハかな
下の字ハまなに書べし 苗氏も又かなとまぜて書也 又

女房の方へ もうやまひはなハめしはかゆハ御女房の名を
かきのべて書て中々へと書べし ござあらハ御前ゆハ中々へ左
又御前にてよろしきよしとへし 然して あなかしこと 追而
あまりて女房衆ハ貴殿なる可書文云いかにもすぐくと
男の方と書べし

○女房文よハ男の方より女中へ表文の事
○かき御作法書札の如し

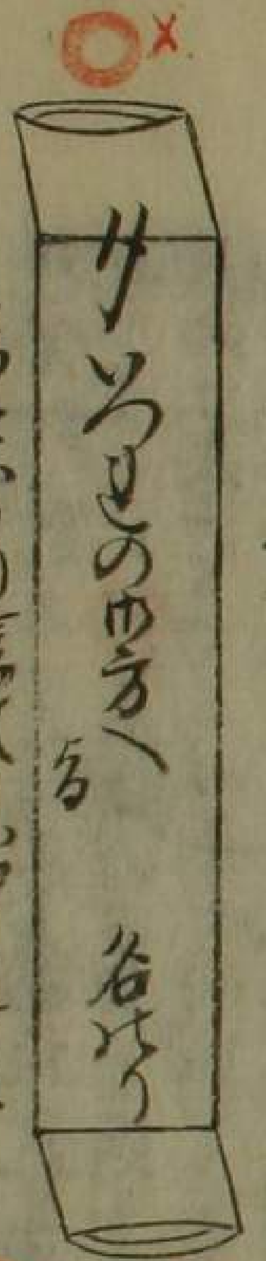

○いつ之の御方へ名申給へと書ハ うやまふ御ことはりなり

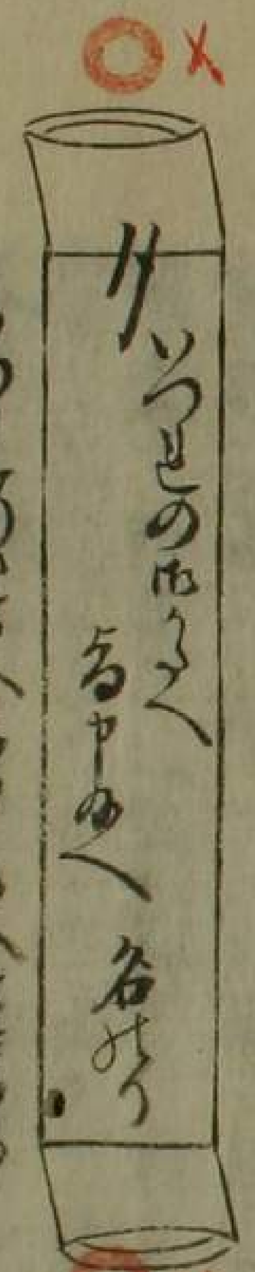

○名とばかり書て上中下を書 名とハ書ハ我よりも下へ成べし

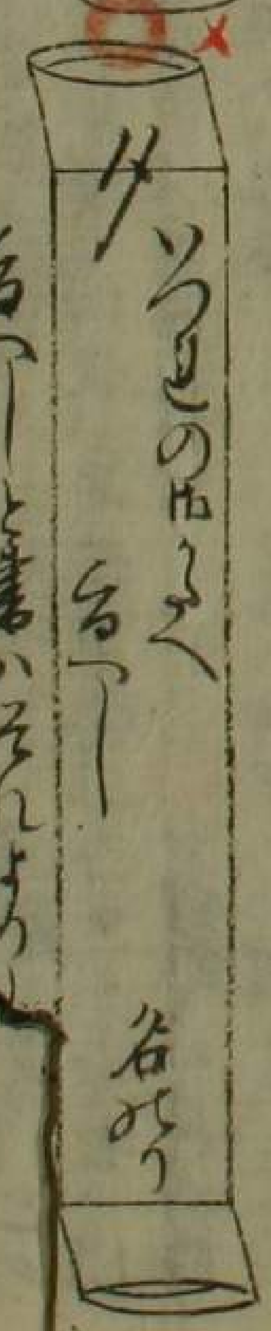

次也 名へしと書ハそれよりも

○上巻の紙二枚を用ゆべしとハ文と紙一枚にて包むこと女中ハ二枚男へハ一枚

○此三条の書札のかき様くはしくは書札抜華にみえたり 書札礼節 あるも又あるも今男とて

一ねく○ゑ○りめに墨をおくと二ッ折りといふ勝文のごとく作りや式墨
をひくこ○立新への文ぁハ上巻のうへに月日とちいさく書べしといふ常
ぁハ上巻のうへに月日とかく(べし)立新の文の内のうちに文々の内にも女中へを
日付判形ホハ為まじ書札礼節に云女中方の書状に日付又ハ判形など
無しれ云こ○立紙の上下と同やうにするといふ立紙といふ状のうへを包て云也
状の上巻とする時上巻の紙の上下文より[illegible]など上下同しはしにあ[illegible]
して包みて云ふる也書札礼節に云ふて文ハ上短下長ひとする(べし)女房文
上長下短也○る(べ)しと[illegible]文ハ上長下短に[illegible]しと云ハ式
ゆうハ[illegible]しこ[illegible]あ[illegible]しと云女房文ハ上長下短ひとする(べし)文判[illegible]あ
即文とお遠之上下と同しやうにすると云ふ重なるべし○召[illegible]
女房の名と[illegible]のへと書て中のへと書べしといふ[illegible]女中への桜露状の
あて所の書やうや○こあ所ハ桜露状の書ゐ所之○あるしことハあ
おハあらとりふ詞に同しあ[illegible]しとりふ事とあるらし
あるらかしとも云之りしこハ物そうて[illegible]之恐の字も惶の字もかしこしとよむこ
うやまふ人に對してあ[illegible]りとりふ[illegible]てあるらしこと書之男への状
に恐々又ハ恐惶と書に同しるこ○女房礼ハ賞翫して可書といふ女中へと
我と同し程の人ならバおうやまひて書之ま[illegible]ハ女中へハ[illegible]かしらず
諸事隔心にすべきにあらず右の如く賞翫するや

又けさうぶみハたゞよの[illegible]○の詞絶ハ又人によりて古歌の
詞とぬきいだし[illegible]こゝろをこむべしといぬ様にも書侍べけれ是し

或ハ歌かゞともちらし書にかく文歌と詞に書はなけていづ
歌やらん見えぬやうにも可書料紙ハ四季によりて春ハ
梅かさね○夏ハあやめみどりのうすやう秋ハ紅葉がさね○冬ハ
松がさね○又重ね[illegible]にせかぶよ[illegible]しくとかひと[illegible]めにても可用
源氏物語によみちのくにがみのえらしぬかども侍るハ[illegible]時の

ニ　合の事といへり

○けさうぶみといふハ懸想文と書ておもひをかくる文ことに恋の文也此けさうぶみとの書様の法式とりふるりハ[illegible]事[illegible]にも[illegible]書れの法式と書ことあるの[illegible]でもをかけるこ○たとよの○の詞とハ[illegible]すくしと男の詞と書べしとおもひするに對してたとよの○の詞とひひるや[illegible]の○の詞とハ常の詞こ○古歌の詞をぬきすことハふるき歌の詞をとりて文章とかきりて書こ○梅がさね○一本ニハ桜がさね書ても梅かさね○とりり梅とそも桜とそもよろしき事梅がさね○より松襲まで[illegible]
けさうふみと書くうすやうの紙のうち○やうや表と裏の色かへて[illegible]の
名付のさね○の名ハ内裏の女中のきぬの名より出る事也[illegible]
車ぬの御くきぬのなと[illegible]を以てうすやうの[illegible]○やうと知べし[illegible]きぬの名也

頭書
これにいふもえきハもえきともかけりいつれも同しきまゝなり

一条摂政兼良公の御作の女房飾抄に見えたる襲色の如し ○梅のかさねハ表白
裏蘇芳といふ 蘇芳ハむらさきうす色也 ○さくらかさね○ハ表白裏赤花といふ 紅梅ハ赤
花ハ色にそめし ○あやめのひとえかさね○ハ表青裏紅梅といふ 紅梅ハこきて紫
紫ぬきに糸紅やうにしても紙ハうすくてぬきみなきはなる故紫にあらさる色の
紙をもちゆへし 表の紙ハ萌木色也 ○紅紫かさね○ハ黄色三てう山吹のまきこうすき
一重○紅のこきうすき一かさね○也 一つ合て八つかさねるやといふ紙をかさぬ
るにハ表こき黄色に裏紅紫と重ぬへし ○松かさね○ハ表青裏紫といふ 青
ハこきもえき色也 ○うすやうハ今ハあつやう中やううすやうと云
ともに古うすやうとなし 八今のうすやうハあらす 色の子紙のうすきと云
の事ハ紙を重ぬへし ○引合の事前に記ス ○引合なといふ紙の詞
ハうすやうまてと云て云也 ○みやひとゝいふ又其の紙をたゝきめなと
とたきしめて用ひとうつし之 ○源氏物語ハ人王六十六代一条院の御時
紫式部といふ官女作りたる物語也 其中に冊あり ○みちのくに紙のゑあらぬ
と云詞ハ源氏物語
乃巻に見えたり 又さくらの巻の子ちのくにかこのあつこえたる
うちとけたいかなると云り 又古今集に花の色もちのくにかこのあつこえたる
にといふ何れも引合のことを古陸奥国より出し故みちのく紙と云

又紙の封しやう

やうにかくへし 紙のうハかきぬ方に墨を付へし

○紙の封しやうといけ立やうあこの如くしやうなり

○貞丈云右けたやう文の事法式なりとて人におしへきたるハ別にしかいひたるハ法式と云事ハ別しかるへき事なり
草木の枝などにむすびつくる事ハ別
名の風流の事ハ公家流に有
守之し武家にハ無用の事

○貞丈云今の世江戸の武家方にて多く家しる礼状にむすび状と名付て
やせむすひ状と用るひむすび状といふ物ハ昔の書礼
の法式にハ無くてなき物也 けたやうのむすびの通
しる物なくしつひより用ひ来る近代の風俗之文也 状と名付
らいしも上意もなく状の形そくり三角にむしおるると礼状に用るもある也
又近代の風俗也只古法と能知て当世の風俗にもそむくまじきなり

うハかき
名字

一
首に並ざる文字の事 八ハすりかさまなし
又尾に居ざる字の事 ほこたけかものなら
なし 是も必居さるにあらされとも悪く書ぬる也 賤しくき
ると嫌ふなあるべし 墨くしも雑じきらハず 歌乃
文字にハ必書ましきかや 七すじのかしらなどにハ不可嫌とな

○首と云ひ尾と云事ハよく〳〵心得ひと書くるハかハ首やひハ尾也又いろハ
うしろと書くるハ口ハ首くらハ尾也此外も准し知るべし ○いの字武新書
札箋にも其の字を書くに其の字も上に書てハ見にくき字など此外武新書
札箋にかゝる事多し ○一本にらの字と外の字もれ間にその字を
書く不用之此外流布にある書に多く不用之 ○貞丈云度会基役相伝の
作りし收目抄と云欲書にあるとゆふ字を書くといふ字も上に書て
あやまりなるか上下とて字を書くゆへの字見えず此条も書より
同しからざる事なり收目抄を見て知るべし公家の流に随ふべし

一 禁裏仙洞様の御手跡とハ宸筆と申也御宸筆と申ス
あやまり也御の字ある〳〵に御の字を申さゞる事多し御崩
御御還御御行幸御臺などの事なるべし又宮門跡の筆とハ御筆
と申すべき也平人の手跡とハ芳筆と云也是ハ正本と云人の文ハ
手跡とも申也禁裏仙洞様の宸翰とも申也
○仙洞とハ天子の御位を退ぞき給ひて御隠居の天子をいふ也御隠居
所を仙洞とも院とも申也御隠居の天子の御事を上皇と申す也又は
上ハ天子の御所を云也
○還御ハ公方の御帰りと御帰りを云
事と申也○御筆とも申すべき也の中に換書にハ御筆と申也
○御臺ハ大名公方などの御
○正本と云

一 貴人へ筆を参らせ候ハ首の方を右の手にて出し
べし又筆の柄の長サの事真の物ハ八寸四分行の物ハ七寸八分
草の物ハ五寸四分とかへり又筆の異名多き物也
○首の方を右の手にとりて上ハ筆を指すにさゝげて常の物書く時の如く持て柄
の尾の方を指先にて上へあげて左の手と右の手を添へて貴人ハ筆
へ平人へハ左の手を添ゆるに不及也 ○筆の異名多き物と云ハ不律毛穎
中書君管城子尖頭奴などゝ云事物異名集に見ゑたり
かや と りつ と一本にハ西筆の時やひと云 ○宸翰の翰の字もふでと
よむなり

一 筆を久しく遣ひ候ハ水に塩とちと入て浸しておかし
てとけバ虫くひ申さず又墨と付て置也

一 唐墨と墨を摺置く申候へどもたゞ硯墨もあり擂に
入て置ひて附くるざる事也さるが能ハ又そちくる墨の心と
云ゆるハ紙を好みして能くこそてあり候へそとべいふるも能ハ又

古き墨の氣ぬけはりて文迄にて書くるもなしといへり又
墨とする時池の水へ事にり文迄にハ人の耳のあかを入て
すれハへて何ふさしぬ時にハ硯に耳のあかを入れハ吉と云かと
有れハ又すゝの異名ども有べし

○古き墨の氣とけはりてと云と抜書にハ有つ香にてすりてひと斗し
かはりもずくれ古と何り ○墨の異名ハ、松滋侯、松煙士、龍賓、陳玄、
蛾緑、龍香、剤なとゝ云也事物異名集に見えたり

一 硯とぶはしそろこの如けるかしらを切てそこぐちにてあらひ
きるがすくれたりけれ

○右古人へ筆と墨と云と云よりハ下にて第一本にハ名つけるを云
よう書れ方にて付る事なる故に此の文に入をしとすべし武教書礼篇同じ

三字下ケ 4

一 筆の事

人のすきよりて書馬蕾を贈りくる使にハ必太刀などと出すべし

一 若又使者家なしハ其迄に書きびて別の引物と出すべし ○引物

○書馬蕾なとハ賞翫の物なる故に使に引出物と何するなり
ハ引出物なり

一 蕾をまて人の帰国にうけれ事ハさあけの左右の方を脚示へ
むけて九の字にてでこと向けてこあけの上にあてをのけて置
て脚示の方へ丸輪を向して置べし物さいあかひをえべし こぎり
ハせんの板めにさしれ文奏者に渡しれ時も今の如く左手
に持て右丸輪の方と左右の方へ向してこあけに入せて緒を
まひて渡すべし

○さあけハ蕾の籠と入るあけ物のあけ之籠のかたえ（ツトイエ）[illegible]
[illegible]

一 送り花の事 梅又ハ白桃かくれ共文字にハすいせん花
石竹仙翁花なとやさしき花をもちひて女房花扇かとを
も遣し候又文殊花吹すさの花時によりて桜のかへり花とも
きこえ又七夕なとハ公方様より禁裏様へ御花瓶に蓮花を立
ら進して御進上ある丸花にさす花ハかくれ此蓮花又立花の用
ゆハ時によりさす此蓮に限ハ可きこえかきたるさしく花あふ
ひ同前

○送り花ハ人のもとへ花を送る事也 夏秋冬と梅桜の花咲く比をと云也 ○かへり花とハ何花にても時をかへず咲花
と申進て此花を上ルと云に抜書に公方より禁裏へ御花瓶に蓮花定て一対花瓶入候と云 ○丸花とハ丸くめぐらして立る也 立花の書にみえたり

一 人に名乗の字を出す事上れ字を出すハ賞翫也下の字を
出す事も有之書札も有て名乗文字にて申也

○人に名乗の字を出すとハ人の望に依て我名乗の字を一字人に遣す事也 元服の時諸て名乗を付くる也 又付る人又ハ家筋よき人又ハ武功ある人又ハ其家の名乗の一字を申受て我家の通り字と合せて名乗を付る也 一字とハたとへハ我名乗貞丈と云時ハ貞ハ上の字丈ハ下の字也 又料紙一枚を横に二つにおりて其のおくを又三つにおりて中に我名乗字を一字書く也 上より一寸ほど中をさげて書べし [illegible] 苗氏官途受領名乗と書べし [illegible] 名乗文字とハ我名乗の一字を中に書事も有り又先の人此通り字を中に合て書くこともあるし其人の好みに任せべし 抜書に二字書ても [illegible] 人の好にようて上下の字をつぐ也 [illegible] 我一字と上先の家の字と下へ付て書之 我一字と上に付る事 [illegible] 武雑記に云 [illegible] 我家にて定る字ハ [illegible] 上の字を [illegible] 通法 [illegible] 公儀 [illegible] 文字を [illegible] 字の [illegible] 事也

一 火打袋ハ昼中に持さる組を通して晴の時ハ錦緞子なるべし 鎌
大なるハよろしきもなし 常に入道ハ [illegible] しびれ也

頭書 万抜書第十二云火打袋四十已後但大成ハ不可然 拝領ハ無是非候

○大打袋の事ハ前に記す 此袋ハ元来火うち袋なり 火打石なとを入て山野旅行の用意に刀にゆひ付け置物なり 故腰中又ハ時なり 亦へハ刀に付ましき也 ○四十以後さるゝといふハ 四十以後ハ次第に年より病も起る故 大打袋に薬を入て持つ為に四十以後と云や 大なるといふハ大打袋定る寸法もなき故 大なるも小きもあるべし ○宿老ハ極老之 武雑記ニ云 四十以前又ハ時の付大打袋とさけ申す 若き人ハあるまじく候 四十以後ハ印籠中に上に付候さげ申候 但病者などハ薬を入申すべき人も 印籠内と云ハ欤云ニ印籠内とハ子細に上古多くとかく可有

一 人の色躰(しきたい)の事 されば色躰をしげきハ却て損すること三ヶ度に過べからず 座敷の居様ハ人よりもさがりて居べし 人によりてハ一二度又ハ三度ばかりもさがりて居べし 但座敷の様によるべし

○色躰といふハ人に対して礼義をのべ身を屈りてその人をうやまふ事也 色躰の二字四花に多く用ひたるも是也 字あらず 又式躰と書たるもあしからず是又よろしからず 蜷川記にハ式退とかく 此字よろしき也 式ハ法也 退ハ去りぞく也 礼法を以辞退して人を先に進め我ハあとに退く心也 ○三ヶ度に過べからずといふハ たとへハ人のこなたへと云ハ辞退して座に居るよし 三度よりハ辞退してあまりしつるゝ時 辞退して座に居る事よし 四度も五度も人の詞に随ひ上座に居るべし

居べし 亦よりけりよりてハ両度辞退し三度めに人の詞に随ふべし あまりに辞退しすぐるハ却て無礼也 抜書ニ云 礼儀の事 古きハ三度とハ子細ありての事也 ることにあらずして猿楽之云ニ 人唐記ニ云 あまりに礼儀をする事おこつきこかたと似るや云ニ おこつきと云ハおこがましきと云事 今の詞にてハふつけらしきとかや またしまらくなる人ハ余り辞退する事も辞退せる様ハよしと云て辞退しすぎて却て我まゝの様にて体も見苦しき事なり 能々心得べし

一 若き人ハ弓馬鞠又ハ歌道の事ハ不及申に 兵法包丁又ハ当世はやりける大つゞみ小つゞみ太鼓笛尺八声曲などもちと稽古して可然也 ひハ文字のあつかひ口の内以下口語も あるげ也 能書ともに達の事ハなりがたくとも稽古すべし あいかたハ同前なるべき也 能書ハ及びひとふハ観世太夫 又三郎 せゝせい とゆふ 宝生三郎 ゆうけん とゆふ まゝ也 宝生小四郎 同八郎 此四人面白き也 沙法ハし 宮外日吉源四郎 とふ 三郎左夫 又虎菊三郎 三人古名人也 田楽(でんがり)ハ紫阿弥 弥太も能く声曲と

以勝の沙汰ありしハ八郎ハ文阿弥梅若座宗阿弥新座
宗阿弥などと後ハさびしかりし沙汰なる
○兵法とハ軍法也謙信流甲州流楠流小幡流などいふ軍法ハ皆近代なり立たる物にて古ハ無し（兵法といふは）唐の七書の軍法也
七書といふハ孫子呉子六韜三略尉繚子太宗問対司馬法此七ツの書也
牛若丸の鬼一法眼に兵法を学びて盗みし書ハ虎の巻といふ秘
書ハ虎なり則ち六韜の内の虎韜の巻のことと申伝ふる ○当世とハ足利義政公也
義政公甚猿楽を好みたまひし故世上に猿楽を好みし也上に好む事ハ
必世上にも是ある事也上に学文を好みたまへハ世上も学文をするなり上に武芸を好みたまへハ世上に武芸
をするなり上に財宝を好みたまへハ世上に欲ふかし上八盗人
もあるものなりと世までの風俗也 ○京都の猿楽ハ今春観世金剛
宝生也 ○田楽の事ハ前に記す

又若き人ハさのみ此時一きハ此芸も絶し座敷ハ大
事なき中にいかしへの名人の事ハ及ばずとも近世ハ観世
せうせいハ同じけれどもちの弥三郎大夫を史又日吉
史良代比出と面白き中なりつる手柄ハ一忠道作

故秋庭備中守元重座敷と猿楽に勝るなしとなれ
にも猿楽ハ能ハ絶へざる沙汰申伝へはなしを故勢州も
堅くのなひし

○一色道作ハ一色修理大夫義貫の事也相伴衆也道作ハ修理の唐名也 ○故
秋庭備中守元重ハ細川右京大夫の内衆也死去したる人なる故故と云也 ○猿
楽とハ自身に猿楽をする事を云也わづらひて猿楽をするハ武士なんハ似合ざる
事也猿楽ハあまりに好みて能き者ハ武士なる者ありてそのひの事ハ手に入る
口おしきことを上総とするかハ無力子なく面をかぶり装束して舞に人を
うつして手を用ひたる事なれば猿楽不寄也と古より申伝ふる也
○故勢州ハ伊勢守貞陸の事也堅くのみなひしよからんしかる
さるまじと申き也ぶるなりや

又犬笠懸の仕様ハ能も大方ハ存知れても絶し此芸古ハ肝
要なれ人なるべし馬ハ能くも此稽古肝要なれ稼ぎたき人
あひ大方なんよき者ありて人形やまでおまへき者いんずる者あり
などハ此号帰も大切なれ者で馬達者ある者ハ人によるべくなり

○犬ハ犬追物之犬追物笠懸とこそ諸射也を作法ハ諸書にあり ○也存知にても能は
歌と一本ニあり歌の字あるハ無之貞丈按するにも乃字もあるハ悪しき歌をなし
犬追物笠懸ハ誰も存知て宜敷事なりといふや ○人によるべし よくハ出済をなし
ぬる人も有り又不知も有り よかる人ハ一段稽古をもうけべき
と云也 ○鞍落き人といふハ鞍の上のある人がるや ○打まふことよくハ馬と
乗まふす事也人の前にて乗するに能く乗ることと云也

又よみの事ゴ一かハよく無くば人の文盲なるハ奇特
ハちと学文ハて可能ハ立ちるまじ物ひいはなば心得かなぬ
やうに心得べきに能ハ兵法など何に然らるべしば(ハ)べき様に
沖のなくハて能ハ歌道ハ和国の風なりハ思ひきてら道断
くハ碁将棋楊弓なども志のみハ無下には双六ハ出来
ハ宜ども不苦ハ歌何之も太に能あまりハてげ志しからぬ
やうに稽古書一二ハ藝ハ能ハへども好ましきやしきハ見苦
くれぬやう肝要なるべし物毎に上手のすぎぬと隣なかるべし

○学文ハよろしきと悪しきあるといふ学文也詩文などと作り
なぶるも何の要もなく功もなく口かしこくして人とあら
はなる学文ハ学文の志そこなひと云也 ○けたしかもぬやうよくハ学
けよ成るぬやうよや ○双六ハ大方女のすてあそび也男ハ不知もよし也

一 あしたなりハ礼も有愛に熟して志すまじきなれども礼にほ
きやこそ成ハ志すまじハ当の代也当世ハ礼なき物也と公家流
又作法心得のハ礼儀なく歌

○あしたなりのとハ弟子記之 ○礼も有愛にとハ貴人の御前にては隙なく也
志すまじとハ草にて作りくるざう也之 ○当の代とハ当も草にて作
とぞくゆハあらず志すまじハ地の志あるはなく当とぞく(まへ)に代に志すまじ
とよむ也 ○当世ハ礼なき物なりといふ当ハ公家の当のこと公家流の当ハ
礼服なる成当とぞく事ぞ礼ぬからず武家の当ハ貴人の前へハぬきて出るや ○当時ハ
礼服ゆふあらず修て武家の当ハ馬上の用方の当也
礼儀ある気といふハ是も公家の当丸事也と云

一 よあ入の依に精毛の馬に乗まじくハ精皮のう佐不を
させびハうこなしの鞍に乗らず成実也

頭書
古ハ武士ハ馬ニ乗ル程ナレハ必ラツ常ニ持也聟礼ノ時ノ供ニモ遠近ニヨラズ弓ヲハ必持ナリ

○糟毛の馬ハ猿の毛色に似たる馬也○猿皮のうつぼハ猿の毛皮にて包たるうつぼ也常の婿入の供にうつぼつけさせて供とする事ハなし遠国へよめ入の時ハ必うつぼ付る也○猿といふも婿入にハ去るといふ心にていむ也猿ハ去ると同し詞なる故猿といふもいむ也○うつぼとりかへすとも云ふみうつぼとりかへしなりなきはなると云事ハいむとて云うつぼハの鞍よいハ鞍の前輪後輪の中なかなかる所なる所をいふうつぼハ中なかなる所をいふうつぼと云も子をうむへきゐやうつぼハ産なしとりふすも同し詞なる故へうつぼのそことをいむや其のこと不吉なれバ名のよからぬ物といふ也

一 人のよめむかへのうちにハ三日も家々又ハ人の様によりかはるもある事なれバ時宜に不定なるべし先初日より二日までハ男女ともに白き小袖を着用すべし三日めよりハ色々の物をめしかへる三日にあたる日男の方へ女房の方より引出物とてめしかへるなり女房達ひきでものなどにハ引出物つかはすべし又むかしよせたる役人の女房衆にハ必女中方より引出物あるべし

○白き小袖を着用しハ白ハ五色の本なれバよめ入ハ子孫繁昌家おさまるの始なれバ白を用る也○女房の方より引出物これよりよめ君の方より聟の方へ引出物とハ聟の方より小袖など也○男の方よりハ聟殿よりよめ君の方へ引出物ハせぬ也○女房達ひきでものハ聟殿の方よりよめ君のめしつれたる女中へ引出物する也又ハ聟殿より引出物すべき事に書てあれども今の世にてなき事也○よせたる役人の女房衆とハむかしハよせたる女やとりふくめといふ事を旧記に嫁女といひし也此女とハ女房衆といひしは婚姻の事にあづかりたる役人の女房也○女房とハ…よめ入の時むかしハ女の方よりくはしく事の取次をする女房の事也その女房へハ引出物をする也今の世にハ聟殿の方の女中のする事也又ハ其聟殿より引出物する也

一 人の元服の引出物に弓矢と甲冑もあり太刀あるべし又ハ切符の羽付たる矢を不寄きれバ出陣にもかなふ物なれバ祝言の時ハおよそ用ひすべからず又ハ火性の馬などを引出物にすべからず

○切符の羽付たる矢とハ不寄切るといふ元服ハ男に成る祝なれバ切るといふ言をいむ也又切符の羽をいむハ首を切る腹を切るなどと云ふ事を武士の男ハ忌む

しきまこ庖丁人の故実にも元服の日は庖丁ハ鼻の下を切るまとい
也切符の羽ハ志羽にかり（志羽ハ手しの羽のこと）白と黒と文のきしたる羽之切符なりの符
の字ハ印字にかしず文の字なりや ○赤毛爪なとハ赤ハ火の色なる由（まゝし
なハいむ之火作なハ火難といむ故之 ○火性の馬ハくりもひばり毛の類赤き
毛ハ火性之云流しかも久備どもてハ火をさきこまし火とも立せしもそれハ
いむるなり 古よりいむ物をハいとい流ぬ物といいますも是れや

（頭書）（大名ハ柄朱ならじとハ大名のさすかさにかさのこしらへ（せうし

一 かさのことかさの役人墨がさハ小者の役也公方様ニも
公家門跡禅家武家同前又朱がさハ公家門跡ニも出
家ハさしたれ武家にハ大名ニも随ての許なしでハさゝれ
ず 大方の浴人ハさゝるまじくれ

○かさの役人とハかさをさす役人之 ○墨がさハ白きかさや かさの紙を
墨にてぬる故すみがさといふや白かさのこしらへ（せうし）といふ扇様書
朱かさと云公方様御目かさのこ柄ハ黒かるし小かさ○黒漆紙黒を裏朱紙や
白紙ハ無し 角かさ常 ○大名ハ柄朱かるし小かさ○同前紙ハ朱紙う
う紙黄紙之角かさ常 ○御供衆書方とのこしら（板柄赤からし小かさ○黒ぬり紙黒し
也是すかさや ○公方様にも公家門跡禅家武家同前といふかさの役
かさハ小者の役武家同前なるを云や抜書ニ公方様の御目笠ハ御小者に

きせられしれと有 朱かさと一本に朱柄笠と有柄の字とかきとすし即
朱からかさ同しこと ○大名にも随ての許とハ吉良殿三職御相伴衆又沼川殿
石橋殿などとすべて云なるべし是朱ハ朱からかさを用之こしら（せうし）ハ公方のと
お違なし 右字記大如くにかの人ハ墨がさとさすこたびの大名も墨がさや

又毎がさハ公方様御家内八幡出仕等以下きと志るる時ハ布衣
の役人さしもうさ秋ても八中間さしれ又かさとかつる事ハ
中間の役なれ人よりかすも余計より借るも中間之役に一し
又からかさの名○とめかるハ人の内气ハさす一ゝれ小者など
若しくす

○毎がさハ油ひきたるからかさや ○御家内ハ禁裏（奈良のこと）○八幡ハ石清
水八幡宮之 ○布衣の役人といふきぬを着る役人之布衣とハかりきぬのこと
からかさの名○とめかるといふ是ハ毎がさの事かハいはず又日からかさのことを
云也抜書と云からかさの名○と赤かるし紙かハ墨とさしれ手人の内气
なる者ハ常用てれ小者中間の事ハ無是非にも式正の時ハかるべくれ
手の事ハ墨がさハささすましくれ云ゝ ○小者などハかさしからすとハ中間
小者なとハ行とさしてもも是非といふ子くらぬ之 ○極するに武家なても式正
の時ハ日からかさハさゝぬや乃往故実記ニ云大かさ裏打の時墨がさの事

大名もゆるさせ給ふともゆるし給ふ故なれば大かたひ
の時ハすこしゆるさせ給ふましく候と云ハ　蛙川記に云すこしの事私の
時ハゆるす事人ホ田休中時ハゆるすべからすと云ハ又此条と申書気の大かた
ゆるしの条にもすこしゆるすべからすと有り

一　かさ袋のこしらへ様畠の長サハ大さによるへし上のぬひ残す
分一尺八二寸装束草の長サ同前布ハ大さによりて三幅（の）又ハ二
幅半ちとされ縄にかけるへし装束草ハごめん結ひ草なるへし
ま○ゆいハ結ひぬいハ上ごめんハ下なるへし草一たけと二ッよ
折てあかと縄をこしらへあけて置とすへし鞠のいろ草の
如し又弓袋の装束と同前又結ひ草あけ迄ハ星草とも
用然ハ昔ハ暑縁也又下の縫ひ様ハ分こし迄も一尺二寸
とハへども迄ハ短し一尺五寸六寸程にもすへし袋の一方ハ
かど折返して縫也共ハ自然公家方ニハ出と入るへき

為ぬ武家にハ草履足かゝと入金にする之袋の一幅ハ下を
切り二幅ハ上へ折返して縫へし返しくる布の端と一尺ばかり
ぬひ合するや縫様ハせぬひ也左へ寄すへしごめん結ひ帰草
のさきハ鉤（さこ）されてなすへし縫紐くる所に付へし上と一尺二寸
縫残しくる布三幅ならバ三幅ながらかところにすへし　菊
とぢ三幅ならさるへし　大方縁端に向くハ

○上のぬひ残す分とハかさの頭より向まりてくれかかる分也是ハ一幅くりてぬ
合せする事也　○装束草ハかざりに付る草也　○ごめんハごめん草やかきまの地
に向くちらして小紋とそめる草のるし紫地に向く小紋と出しくるとふかしき
草ともおもて草とも云て迄ハ公方三職ならのかハ用ゆる事と申る標剣之かきま
の地に白紋のるハ説も用る事とゆるさるゝ家ハ免草と云之　○草一たけと又
袋の上の方ぬひ残す分のたけ之節を一尺二寸也　○二ッに折てとハ一寸たけとふ
一たけ紐合二たけと二ッに折や中文に二たけと二ッに折と詞にあつむべから
ず二たけと二ッに折て一たけになる也　○あかとあかとあかこしらへ向けて置すとハ
中文詞と上下に書違る也あかとあけ置て細あかさこ向ハへくらせ置也
鞠のいろハけ時りのいちめにつまむ草にいろ草と云也　○弓袋の装束

と同帋よハ弓袋ニも右の如く革とかざりに付るや
二幅を上へ折返して二重に成る中へ當革履足などを入るや
◎當と入らるへき面とハ入るや
此革ふすべ革又ハ
折返しくる二幅を一尺入中
縫合て袋の様にして夜に
當又革履を入べし又緒長ク
残して張なるの時馬のぬか
なとも入るや又実や

縫残しくる布三幅なるハ三なかくるところに付べし
◎うしろに装束ハ付べしといふハ末くさいの面くさなり
◎右の袋に入るうくさいハ末のかたに装束革と付るや
くさ袋の緒ニてくさに結付るやうに
◎馬のぬかなとも入やうにハ馬のぬかハ袋と
緒長く残して取りなかく

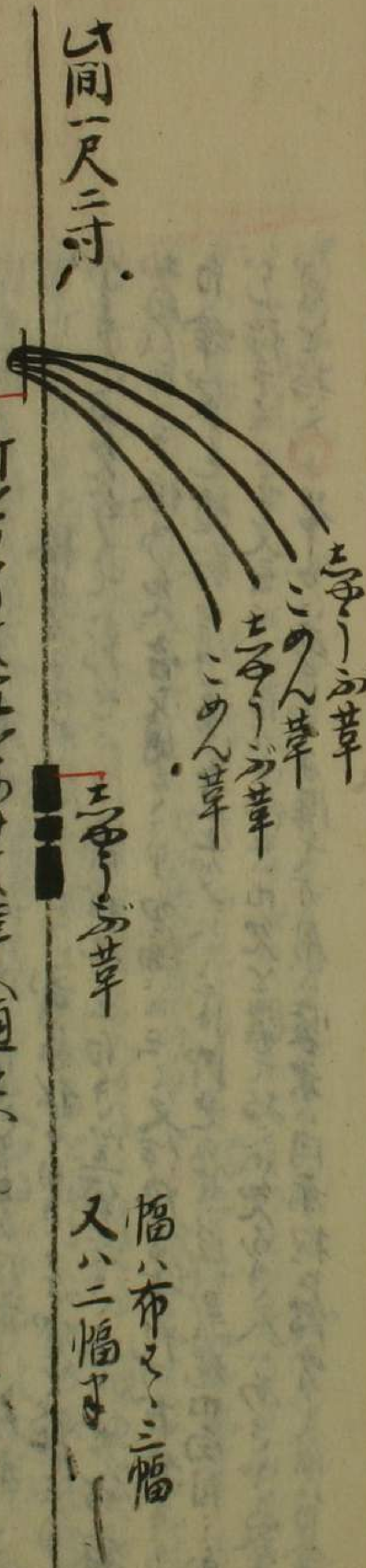

熱ノタケ凡一丈フセヌヒ色あさぎ長サノアマリタル分下ニテイ
折返シテクルクルト巻テ子チガフナリ

◎右の袋中の長き筋ハぬひめの袋や其ハ袋とのぞしくる形や◎竹とろり
て空とあけて革へ通すといふハ竹にて計とけはりて装束革へあるを浮けて
竹計を通して竹計の両端と中ハ袋の地とすくひて通すべく此竹計
ニて装束革ハ袋に付きてゐるこ◎折返シテとハ二幅上へ折返して縫
革帋にみえたり◎クルクルト巻テ子チガフといふハ黒革にて結ぶ革末の
袋ニ見えたり折ちがふといふハ其ハ黒革のひらく紐の事や黒革と在く
くけたる紐ハ結ひ垂く結ひ様もろくなかにも又うしろに結びも結べし
◎右の袋一本ニハ無し右の袋と末の袋と又会也ハなかしく紛しや

公方様公家法中ハ白くこのりを付べし武家も浮晴の時ハ白

頭書
宝治二年八月一日
葉黄記云今日
可参入勧修寺
先前駈並持二人
持加鞍覆如例
（中納言
定嗣記）

○伊勢加賀守貞助返答ニ云
公方様の御うさ袋ハあさき
紫革の房白うさ袋ハ
つ也々ともに房ハ
紫革のよし

きぬと用る同前常ニハあさぎに染て可用也装束ハ同前於
御持有之又人の内衣なさと袋に入れて持せらるゝ也猶ほと
古き人ハ常にハし又かさねる者ハ人夫なるべし公方様の々
人夫十徳を着て常としておる様子見れハ常ニハたゞ人
夫ねれ馬に乗れ時ハ鞍おほひとかけておさせれ又公家ニハ
御晴の時ハ人夫立烏帽子に白き衣を着せし也と見えてねれ之也
とよくてうミ申げはれ

○このりよハ白き衣を袋に入て候くはけさぐして持かりてあさとこのりよ
洒せてうさ袋に入るや武家も御晴の時ハ白きと見れ同前なりこの
■くと待るやうの梅なる子細の時の時なりても武家私に白きうさ袋と持せれハ
あきらく御免なくてハ持せざるこ武雑記ニ云白き笠袋赤きことうせんの鞍
おほひの事依御免着用すへしかと伊勢加賀守書札の古案にも
白傘袋毛氈鞍覆ノ事達上ニ候ハゝ御免之旨伸候にて
也と云又云白きうさ袋ハ御免と家て持之御免なき人ハあさぎの傘
袋を持こ○常ニハあさぎに染て可用也装束ハ同前於御持ありしよハ白傘

袋御免の人も常ニハ浅黄を用ると用る之公方も常ニハ浅黄を用らせ
しや伊勢古実記ニ云公方様の御うさ袋ハ内々又まろと御免なき時ハあさ
ぎの御笠袋ニて候と云々於御持有しとゆへ也ども御持有之也ず装束草の
伴をなとのよ紋装束ハよろしハ装束草のよし○人の内衣とハ大名なとの
内の者之人の内の者ハ中式ハうつるきうさ袋に入る事ハなきよし也但し出座の時ハ
袋に入るやうの時も白とあさぎハ不用にて別の色を用る之御伊勢古実ニ云笠袋
ころのよ近年あさぎを人の御内に狸運に候なり又白ぬりなきことハ公
方様の御笠袋ハ内々又まつと御免なき時ハあさぎの御笠袋にてれ
也の時ハ武家も白にてれ又人の御内にも式正出座の時ハ袋に入れてもちれ候
不用れ只烏帽子にてあふの時ハ袋に入れすして只持れが可然れあさぎも
白も御物の事にて候る何も神妙にて善き人の御内にハ烏帽子にてあふの時ハなき
とハ只私持んが可然れ大名なと御免の衣ハ出座の時ハ白袋なるやし当時人
の内衣あさきのうさ袋各用れ事れ時に随ふ事にてある不及是非れ也無怨し
事とも候云々○人夫なるへしといふ両うさとさすハ中間の役之両うさとおる者ハ
人夫也人夫とハかせ者之かせ者ハ小着の下に新役と勤る者之○十徳と着て
とハ十徳ハ前にえそう十徳の下ハ四幅袴之○常ニハたゞ人夫ねれとハ私に
て常ニハ人夫十徳とき候すして四幅袴中にそ持之○立烏帽子に白き衣
也とハ此立烏帽子ハ柳さびの立烏帽子にて白き衣も白き布の衣ハ細く大きのの
烏帽子の形鋤に似る衣佐に御烏帽子と云と行ハなや
まうこ白布の精衣やうこ也と白張と云や袴も白布のくゝり大なるやそく
ちゑうと見てうらかさをおる事公家ニても浪人ず将軍家ニても式正
の御祭内八幡御社参の時なとハ柳さびの立烏帽子白ちゑうと着せらる

三字下ケ4

也向ちゆう認る者と如木(ショボク)と云や

一 公方様御成并御供の行列の事

御輿の時ハ御剱はさしの中に入れ常にハ走衆六人左右に並び
て来る也是に次ぐハ毎度くじにてハ御輿のきハ左ニ一三五右
ハ次さきの左又右を次中の左又右也中くぼなれ

◎常にハといふハ次の御旅なとの時と分るに対していへるへし
依の先ハ貴殿なて中ハ不貴殿なる故中くぼと云さしばや是ハ其より
分る故くじとこそて立なと定るや其のまゝ依のさきの次ぎ左右へ分る条
ハ余のことし ◎走衆の事ハ前に記せり

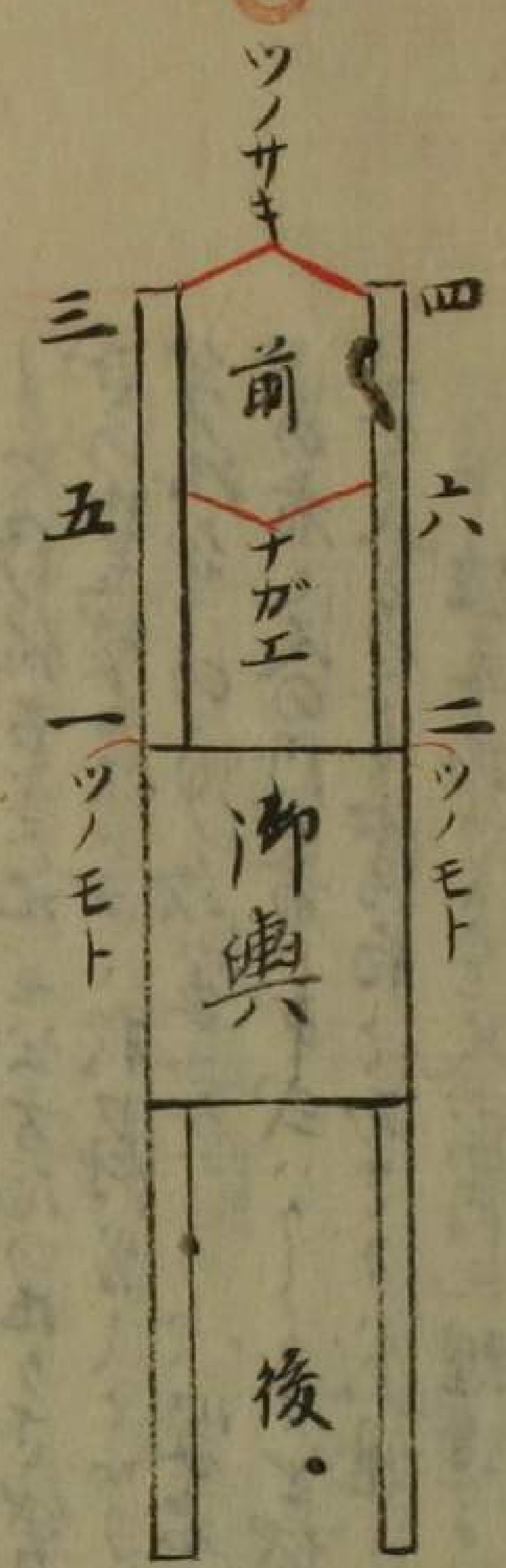

◎さしの長えのなど依のなかとも
依のぎえとも云なり先の先を
依のさきと云御車の時も同し
左右に依ぐ也り立亦の上り
かりの次ぎ一二三四五六の
字の如し

又御旅などの時ハ人数まじり是ハ仁田さしのそばに左右を
に来り是を後ハ前々の名とも御覧なりんずるなめり又
ふ引てはよれともくけまれ

◎さこしのそばと云ト一本にさこしを(手と詞り同事)
くけまれとハ走衆に付て出てよれかるをもいふ走衆
旅なとにて出よれ来れ時ハ走衆くけ中(之云)又云御事宮なとにて出よれ走衆
くけ中衣実なと武雑記ニ云遠御(御馬にて御成れ時ハ走衆の内一人陣ひ
やくのことく新調仕り御着にさせられ是を御厨の時也とふ(?)て来れ又
近辺にかなき時ハ出よれを先上下ともかちと云伊勢
加賀守貞陸返答書に出よれとハ供なき時其以下と依にまかれに申ける之より
て公方様の出よれも其ほかの衆をとりまきて先衆に入るかくるまでとする也

又御車の時ハおかえのきえと依のぎえとて貴殿や御供の時も
布衣(ホウイ)を刀をさき来勤もとをかゆれ是も依のぎえの左一右二個
依のぎえ併く本苗氏の左方細めていかしへより来ずる也
出さる時ハ赤松苗氏の左伊勢苗氏来れ慈照院殿常徳院殿

一　大将御拝賀の時伊勢貞氏参勤いたし候次の條のぎハ第一
右の條のぎハ第二中次第よくがくし

○車の事前ニ記之　布衣ハ前ニ記之　太刀をもたせハ帯刀の役として太刀をもちて出仕するや　御供の出仕の人ハ鞘巻の刀をさゝれさして太刀とハいへども我仕の者ニおほせらるゝや　帯刀の役と走衆ハ必太刀をもたせて出仕するや○子細ハとあれども子細詳ならす○慈照院殿ハ義政公也　既ニ前ニ記之　義政公康正元年八月廿七日兼右大将　同二年七月十五日御拝賀也○常徳院殿ハ尊氏公より九代めの将軍義尚公也　義尚公ハ文明十七年八月廿八日任右大将　同十八年七月廿九日御拝賀也　大将の御拝賀ハ大将に任せらるゝ上にて禁裏へ参内の御礼と申上らるゝと云や　次第よくがくしより前の次第ハ第一　右の條のきえハ第二　出車の時も同じ　事や接する子布衣の人ハ前によりたる如く出あうさとさすや又門役とある上ニて持ゝ布衣一人のハいろいろす何諸もあるへし帯刀の役ハ前の大かた記之如く向きこゝにて子合せくしてふ家の役と如し　前の大ぶくろの事と見合せへし帯刀の役ハ出仕や又出拝賀の時ハ随身の役やかぐひを負ひ弓を持出仕するや公家衆上人も供奉ニ出奉りけるや此記とみて知るへし

一　西浄ハ時ハ御輿よりゆさんけられしにて公方様御二しゆハ見及申ハずれ御簾ニて一段西より風か吹れ候ハ御みけられし候得も先公ハ御供の衆もみのをめしれ御輿よりゆさんけられし候ハ、供の衆もみのをめし候ハずれ御車の御宿の内ニ候ハゞ供くゝてもゆさんけられし御車の時も同じゆさんから出の候供衆もなきと出させ候ハず候

○ゆさんハ峯の布ニ袖とつけたる也こしの雨おほひ也○みのをめし候とハ其ことハ古ハ両具ニかつきとりあまかし候えハ近代ニしら〈ゑ〉しかる物也古ハみのをきもし候阿蘭陀人の上ニ着る紙衣ニて候ハと云物ありて是を似せて油紙ニて雨具を作りてかつきと名付たりかりすかつきとりあまこゝ近より候子袖を付たるかつきと作り出して婦の衣とハ申すかつきと云こゝろ是も近世の物也古ハなし

一　公方様御小者さゝくきやん　ハ十月ニ内節の御組ハ御成より三月三日より開ハ両方ゟ道西へくるへ〈 〉走衆と御小者もきやとんとハこゝ大谷の内衆同前又大ロ記し

されと云ふ時ハ誰もきやうえんとしるして赤す○見
えんハ尾張の事也

○きやうぶきとハ今きやうきと云おくきやうえんの事をきやうぶきといふ
足のそぎよそく成そうにとさると云事を略してきやうぶきと
長くこしらへて股よそく成をきやうぶきと云ことを略してきやう
そきとも云事也きやうとりひそこなひて今ハきやうひきと云ふ東福寺股
解(トキ)と行ふもきやうぶきの事也○内部の山經と小部の山經と行ふ書もあり
内部ハ京の小部の南ニ有り小部ニつきたる所なり此内部の山經とも
小部の山經ともいふなり山經と云ハ小部の經堂也て讀經有るに小部の經
堂ハ人王百一代後小松院の御代應永八年ニ立られしより將軍義滿公
の御代に○十月五日内部の山經(御成と云ハ公方樣先内部の西芳寺(御成
なりて次ニ小部の經堂(御成なり也毎年十月經堂にて讀經有り六日ハ初
日なる也(經のひもときと云此日公方樣并御臺樣經の聽聞の爲ニ御成
有りし時小部天神の別當松梅院(先御成なりて御裝束と改られて相經
堂へ御成に南小ニ御棧敷有り南ハ公方樣小ハ御臺樣や相の聽聞經ハ夫ぐ
小山康花寺(御成有り御詠を奉らせらる相次より又松梅院(御帰り也
正氣よめし(られて一献有り日比厳三藏以下の相伴衆御供出雲国
所司代や右しる年中順例記徽中にハ記年中定例記ホ見えたり又
順例記に云今日の御成より同朋走衆小者ニきやうぶききやうえんと仕やうにく
○大口記ニ見ゆると云時誰もきやうえんとしるとハ云るすのきやうえんと見る

車あり京の大名見物の衆見合走へし

一

同御小者六人御書(ゴ)ニ有りて走りかゝるさるは前ニ大名衆ハ先五
人程ともさるゝ中古き人ハ前に出る時大名のこしの先へ
皆りも走る又大方の人ハ小者二三人ニ房下繩とかし趣し
てハ人の分限ニより召つれる人数ハ不定也かる

○同とハ前ニ公方樣と記せるとさして云也○書ニ有りてとハ此小者六人も
ある内六人つて御書ニ記されて此供するの也○房ハ長刀持者也

公方樣にハ御中間とてハあくる房(ハウ)同朋御長刀を持る也
へハ門跡の御力者(リキシヤ)と來れる

(頭書)源平盛衰記に金行法師十力法師なと云力者の名見えたり

○房同朋とハ公方樣にハ房も有る也○門跡の御力者來るとハ力者ハ門跡
より力をぎとする者也長刀をもさしかくとかく者や室町記の應永廿九
年十二月廿一日の記文にも三宝院より力者と進らせし也見えたり又
力者の事を青法師白法師などと行ふ白青とハ其裝束の色をとりてなる
つし法師とりなる事ハ剃髮なる故也結法師とも者門跡より剃髮也ハ
行ふす俗躰也また法師白法師なると云ハ俗躰に此ハ剃髮也○

頭書 辰方曰そりこしハ象の表と張ることにハ有らず板輿ハめしあへ駿河国清見寺に東照宮のめしめし御輿あり其名張輿と云則板の長柄切なり其余張こしの名ありて象の表を張よ りからず

又御大笠鉾の時ハ此下ハ御先立の仁あれ

○御大ハ公方様被仰の大直垂之笠鉾も公方様仰とハ御笠鉾と云や
此出立の仁ハ御末衆之内末衆と者男女云同朋する之通照恩弟子見す

御むまやの者ハ出仕は

○此むまやの者ハ出仕とハ弟子公方様の御中間ともハなくん房同前と云ひ
るなる御る座の者ハ公方様ゆかりなしと云や

又御そりごしにめされし時ハ御門跡の力者御こしに参れ

○そりこしとりふハたてこのおもてとそり付おしふちと折るさしこあじ
ろこしの異也太平記第三に主上笠置御没落の条の事ありてあじろのこしとぞ
なりけしばそりこしのあやしげなるになすけのせ参らせてとあり
此こしに乗んとハ此こしの事に参るなり

又八幡御社参の時ハ布衣の人御こしのきハに御剣をとりてあげ

東寺の南大門の前まで沈参れそこにて此おろし候れ

御剣ハ徹上人此所にて此こしにのり入れ又八幡の入口にて布

衣の人御剣を請れ前の如くささげ申されし

○八幡ハ岩清水八幡宮之事九条大宮の西にあり八幡へ参る道なり○布衣の人前に記す○徹上人前に記す○東寺ハ

又鹿苑院殿野の御社君野などの御成の時ハ走衆又御

末の衆御剣をささげられしにて御馬のきハにへ参る

由申給へれ

○鹿苑院殿ハ尊氏公より三代めの将軍義満公也○野の御社ハ北野社也

○君の野ハ北野へ君を見て御成なるべし小地ハ君の名所に宝治元年十二月

白河院御幸ありて君を御覧しなる事古記より見えより君の風景を覧じ

給ふなる義満公も社詣しめふや鹿苑院殿御社年月詳ならす

一

御輿の前に御馬引せられし事ハ前々よりれ欤

○前々よりれ欤とハ應永廿九年十二月義量公八幡宮御参詣の日御馬

月毛御輿の前に引れし事室町記に見えより神社などへ八御引馬御に

の前に引るなるへし此参内又法家ハ御成の行列ニハ御こし乃

前に引馬ハ旧記に見えず

一

御成の左前によりうつが出付れ八幡鞍馬二ヶ所雄大原

野小野などへ此付の人うつがと出付れて弓を出ねれ上さし

のたんぢう上に鞍をさし乞へらるれバ彼ハ又常陸院殿
御時君節の御花の御成の時ハ京中なれどもうつぼを
出付けて弓を各出さるゝ時ハ若き人などハ矢数多く
さゝれても不苦バ矢数多き時ハ丸めてさす（べし其時も
むちハ弓よりも弓うつぼの時ハうつぼと背弓ねかぐし庭よ
祇候也畏りし時ハ弓を横にもつべし還御の時も同前

○八幡宮ニ詣ス ○鞍馬ハ山城国鞍馬村の上に鞍馬山有り鞍馬寺の本堂ハ毘沙門天也 ○高雄山ハ山城国葛野郡中川村の上ノ方に有り高雄山ハ八幡宮有り ○大原野ハ山城国乙訓郡大原野村に神社有り神ハ春日大明神也 ○北野ハ京千本通りの西一条の北に有り北野天神の社有り ○上さしのたんぢうとハうつぼの上にさす矢也 ○極うつぼの上にさしたんぢうさすとハうつぼの中へさゝずしてうつぼを膝に付て抱うつぼの上にさし出すなり うつぼを膝にさしむちも同じくさしうつぼハ寿狩に射る矢と見えたり 書にも見えず暑さ ○常陸院殿君節の御花年月詳ならず

馬上ニて弓をねらるの耳二ッの間にかゝ弓を右の耳の方へよ
せて弓ねらいちと弓をすゝけてかろくと弓ねやら弓を
かり横に不可ね又下馬の時ハ沓をぬくべし大事の出陣
の時ハ沓ハぬくべからず

○沓ハ梟皮（ひかわ）と云沓之る上にてはく沓也 軍陣の沓ハ毛沓也是を皮の沓と云 毛皮ニて沓とぬくこと 馬上より敵と引組ておりさる事も有り又急ニおり打勝負なとする時沓をぬきてハ足の病も出来て 依て大事の出陣ニハ沓をぬかずしてはきて居るなり ○大事出陣の時ハ沓ハぬくべからずとハ大事の出陣ニてハ沓をぬかずしておりる事も有り又急ニおりかねて行ぎ事もなんづハあり おりる時足の病をさしからきまするしき也へなり

一 騎馬の事 公方様御馬ニて進ミ御成の時ハ御剣の人馬
上ニて右の方に御剣を出ねハ遠ミなりハ御剣を右に出し
きんハ又出奥の時ハ出剣を出こしに入れ又大名衆も奥の時ハ
左刀を奥に入れ至かハ馬のきわに中間左刀をかきげて
丸の方をはさんで着なども至の左刀をさきんて馬のそば

に走る事ハなくハ下馬しハバ人によりて中間小者に太刀
を渡しておかせ候
○小者ハ悴者と書く中間小者よりも下也て新役と勤る者也 ○又
太刀をもつといふハ右の方に太刀をもつこと也 ○豊記抄に云ふ上臈の御
公方様にてハ御叙従者右に出帯に出ぬれ今ハ左なるへしも出帯にハ不渡りハ久
こしへ入れするもれ只下るに是大名ハこしてる中間持ハおりハ
ものにぬれハ中間ハこしてる何も左方の先へ走る中間小者も膝をつくめて
渡すへしもぬれ身に用なるこしに太刀つるすも是ハ法なれ云と

一 騎馬の時馬上の次第先陣一次に後陣也て二三尺よなるべし
公方様也ハ同朋いち後に気る後陣ハ何も伊勢守也とも
○馬上とハ行列の時馬を並ぶること也 ○先陣ハ先に出る後陣ハ跡に出るや
先陣一次に後陣也て二三尺ほどハなし とハ先陣ハ重き人勤る也後
陣も先陣に准して重き人勤るか次にといふる也次とハ先陣に川
はきて行列と云るといふ事也てハなし 行列の次第ハ先陣二陣三
陣四陣五陣極後陣也 ○いち後とハ右の方陣よりもあとに来る也後
陣ハ同朋なとよりも相阿との方由教のあとおさへなり末陣後陣の
陣の字ハ陣なかること也字や人数の次第と立て陣をめる事也軍陣
の陣も同し意也陣をかと云ハなしつる事也

一 道の走るき時ハ返しせさうちと云べし
○返しとハうちよふ小袖のすそと云也伊勢加賀守
貞助返答書に云返しとハうちの事必ず先陣ざきみと裾ぢくひて
太刀の鞘のおびのまへをおさげて裾の先をもむすぶへし陣ざきみハ左の脇
ちぢひろかる裾ぢくひひそ鞘のおびのまへにむすびハ返すせこじ
かくれハあげりひきあけたる時裾の下のくびしハ叩へしうちの角
紐を大あわせに書こむべしと云屯古のくへしすうちの左右う陣ざき
こと云ハ陣まそまことりふまよそて左鞘の左のすうちの陣まとそむる
也抑小袖の陣まハ下左の裾のつまに書こめてあふせの陣角とそ鞘の記
のまへよむすびつけるや裾也て小袖のつまをつくむ時小袖をいふ裾より川こめて
包ミ裾をかりと裾の記もよむすびつけること又鞘のすそといふハ裾の記もさきの
さしもさる所とすそく始しておるや右に鞘の記をといふハ弟こしの記
とうしろ也てゆひさるむすびあまりのる事といふハすうち紐と用る
るまなし 裾の紐也て先するや裾ハうすくて裾の記もよむすびつけよ
鞘下によあわせと云て小袖の陣ミとつて云て裾の記もの前まに云合てゆひ
付るやいふ条さり小書弟の大きいひくの弟に道の走るかぬ時返しすうた
ハまかりしと行り道の走るき時にさりくへしすうたちハ先る也常也ハ小す
立とそて裾の鞘のそきをさ帯にそそむびさりや○返しすうたちと云へしとい
下こ一本也ハ由とそそくへしと行り此也右一ヶ条ハうちくちの者の
久へしすうたちの事と云やうちうちの者皆とそくする也し　道走るき
時ハそうへ陣をとそくや

（頭書）榻ハ輿のかゝえとする臺之條そえの如く身して四足あり

一 御供の時ハ御おし立て下馬の時ハ弓杖（ユンヅエ）とつき前の御供の衆と見合すべし又来りくとうるさくば御供の衆ハ御成の所迄くかへらば馬上にて笠をぬぎ足かゝとをそろるべし下る事笠をぬぎ物をもきれば［おそく］して中こしに迄ひたきる事はよりは古実にては私にても是に任すべし

○ふと中こし立ハ前に乗るまゝ輿を立てまゝ事ゆるや中こし立とハ輿のかゝえと前後とも榻（シヂ）に立るや○弓杖とつきてとハ古の武士ハ［illegible］［illegible］弓を持やう弓をぼしてゆるゝハ人の［illegible］しと［illegible］［illegible］［illegible］の時も弓をもつ［illegible］御供の時ハ中こし立て下る事ハおもる弓をとる上より地に杖をつきて前の御供衆の下るを見合［illegible］人く下るする［illegible］ハ弓を右の手にそへて下るの右の方に弓杖をたて下るすゝや○来りくとうるさくばハ御供の衆の騎馬衆く御供と云ハ公方様の御供之外不苦因る○

一 騎馬［嵯峨（カガ）］なる雄への御成の時ハ返しすだちとえひて笠をそきそれ又足かゝとをそろへきそれ方ゆれ

○騎なる旅前に［illegible］嵯峨ハ山城国葛野（カドノ）郡にあり○返しすだちとは御供古実に云御供の時なる上にて返しすだちの［illegible］嵯峨なる旅前ハ中よりゆる也返しすはち笠をそきれてもそれば足かゝとも不苦洛中かゝにてハ中こう中しくれ云く○又足かゝとゆえきれ方も下る上にてハ笠をそくへき事あれ云御供の時ハ下るときハ必笠をぬぎて足かゝとをそろへ当に足おくとそきゝ御るもつりしきれ路より足かゝとをそろへて前ゐる返しすだちとハ歩立の人ハ猶以返しおまかしよきかく騎る衆へ返しすた路下馬の時こうたちこるゝ京中よりゆる道ゆるき時そろりへしすたちこるく京の中の春方へ御成の時ハ道なるくかくても返しすたちとこるや

一 弓うはず付ゐて御供の時ハ何も騎れりく武士とおさめ自然の事れりくおしそぶぬぎてうつかより矢とかり出し射べき者ハ晴にゆるべしと古記人ハ中さしけしやきりかゝて道き前ニて其かのる見及ぶまいに毎日驚れりく御供の人ハ御輿迄く馬と打よせらる也べしそし我をていひて残りと其心得あるべし

○ひきあはせといふハ素襖のひきあはせにて小袖とするあふよの君へ納る事也 既に
前後ひきあはせと納るハおしなべて弓射べき用ニてこそ ○自他の事ニハ
あすよ内ぎ出して根籍者から起り来る事も同じやうにいふ事也 ○ゆり
出しといふハうしろより矢をとり出すやうつぼの矢をとり出すと云也

一 馬折の事 小路の内ん中と馬とゆるめずおどろかせず、くみと
のあまにあゆますべし 馬をせめておどろかする事 故人の口伝
絶ゆる事也 公方様出仕ニ参る時もかくのごとく諸役にて参
べく候 ずずしく肩つらぬ事あはせのごぶんべく候ずすめず
かく手馬の耳二つの間より一丈ぞろりとさゆとつんさするなり
とも後見えん

○馬折といふハ御供の時前陣後陣以下ニ参る事也 ○馬とせめといふハ鞍
かけ緩みをとせめかけて参る也・

一 馬の先へ走りん小者おやり刀持つるハ左なるべし 向かい持
つるハ右にあきらふ中なるべし 左あがりなるべし 房ハ小者

よりちとさがり走るべし 又弓袋持せ候ハ 御力と
挟ぐべく右に走る也 又其外はと気をせん小者ハ上段
也 又小者に鞍させん事ハ本式にてハかくん ゆがけを也
まかくるより同前なしの時すべし

○此条ハ供の者の行列を云 ○小者に鞍させんるハ本式にてハかくんよふ
鞍ハ馬上の者自身ですることにて本式也 ○左あがりハ位の上りやり也

一 弓袋なるげんハ弦袋と弓をあすべし 又雑色うつぼと付
てらとるげんハ弦袋とさしわらし 弓竹と肩にあり候べし
かぎりより口中寸下とをり作るとさきへ出して持べし
うつぼの先に鞍とさんべし 土んざうきすることもいかべし
ゆがけともいかなり大名ハ輿の跡の右馬上の人かも馬
の跡乃右に走る也

頭書
弓袋ヲ持ツ行列 供立日記 豊記抄等ニ見タリ 弓袋歩行ノ者ニ持スル事ノ儀也

○弓袋こしらへ（是ハ別書に記す）行列にて弓袋持する事まゝ此役人と弓袋（ユブクロ）
指（サシ）と云也 建久六年の頼朝卿入洛の日御弓袋指一騎具せられし也
東鑑にみえたり 馬上にて弓袋を持也 ○弓竹といふハ弓の内竹の事也 三好亭
（御成記に内竹の事弓竹ともいふて）欲ハ古法の説也 弓竹とも在之と云 ○
新参の事 次にみえたり ○うつぼの上にもむちとさし たんごうとさする事
弓に添るすこし

武家にてハ新参と申ハ中間より下（サガ）り馬屋の者より上（アガ）り也 公家
にてハ中間と新参と申ハ又別也 公
大方の人ハ新参ならでハうつぼ付る馬屋の者
うつぼを付弓を持ぬハうつぼ付ぬ時ハむちをもつ
腰にさしたり

○公家にてハ中間と新参と申ハ公家にて新参と申ハ武家にての中間と同
じく三光院内大臣実澄公の記に公家中ハ小者を召仕ハず新参中と召
仕候 御家僕の者侍私にハ小者を召仕候中間小者ハ侍の家に召仕 公家中一向
新参と申すものなし とみえたり ○公方様の御新参と申ハ又別にて
是よりハ新参に行る如く武家にて中間よりかり馬屋の者より上りし ○ちうぐくと云と一本に常住と云事也
馬屋の者行る上に云て新参なとを召仕ぬ也 ○ちうぐくと云ハ定と云也

一 御輿の御跡に馬を牽する御敍の人の小者御輿と見合て
半町ばかりちと近く走べし 小者と馬の間さのことも近き
も又悪く候見合てよき程に牽べし 残りの供廻見合べく

○又る牽とハ馬を牽す事なり 嚴なとにて牽る事にてハなし ○御敍の人とハ御敍
となる役人なり

おべし 私祇同前

一 私乗の輿の供にたんごうさし候べからずと云さる事なる べき欲 ○
○弓にみえたる如く弓の事示の山師などへ（御成の時ハうつぼを付てうつぼ
の上にたんごうとさすやうつぼの矢ハ用心の為とたんごう八仰によりて為
獣又ハ小串の物なとを射て也見て入る事も有べき欲の為の用意に之され
ハ私の供にハたんごうさらせすとも可然之 必さする事 禁制と云ハ能ならん

一 御成の時御輿たちしハ（ハ弓に申如くあるべし 但旅なとにて
御供廻多き時ハ常の廻ハ中馬にてても不苦とも申し是ハ
不意に御輿立さる時の事也 定りて出こし立ル事也

頭書 野太刀前ニ見タリ

谷下馬有るべきや又佛前などの御前にてハ下馬ありけれて

一 御輿の前の左のかえぞうり云事も候

◯弟子中如くとハ弟子え下馬の如く おこしの前のおかえぞうり欄ニ左へてうしろのおかえ ◯御輿の前のおかえとハ輿舁[カキ]ありて振るや

御供の時長具足ハ持まじく候由して兎角上下[カミシモ]の時ハ不代大谷の内気なども不苦候但之迄もいかしへハまたせら(れ)候ハずとも遠慮へハ野太刀小長刀うつほなどハ不苦候よて候又用心なとの時方ハさもあるべき歟

◯長具足とハ長道具や弟子に記ス 云ふ古ハ上ハ歩ありと云て下ハ上と下と各も紋も違ふると黒き衣る同じく對するとなりて之を共とハ云ふ也 ◯兎ぼし上下とハ兎ほしとう云ふ也 小袴のもの 又出あふ 袴をきるものなり 前えたり 之兎としるる時由ハ必上を

一 御供又私の何の時も出仕の時ハ下左刀二腰持候ハ不可然候金地寺故勢州など何も左刀打刀長刀[ナギナタ]よりかハあらせ

らせ候えざりけし又召仕候りんぢう為由ハいくつもまたせられ候又山谷方由ハ常ニ左刀二腰持せられ候得とて候

◯長刀とハ長太刀と云ふ也 一本ハ長左刀と云ハ弟由も記ス如く野左刀も長巻とも云ふなり軍陣ニ用ゆる故之長左刀と云ふ也 常由ハ持出るもの也

◯山谷ハ御相伴衆の家也 是ハ弟に記すより の家風也て左刀二腰持せられしとなり

一 人よりて輿ハ御免候三職ニも御相伴衆吉良殿石橋殿など同前御免の御法なくめし候御相伴衆の内にも赤松殿京極殿大内殿御免にて此衆ハ土岐殿六角殿同前まで細川右馬頭勢州代々御免ハ評定衆同前奉行も式正の出仕の時輿ニ乗候又人の分際によりてめし候也候者数定るよし申候

◯三職の相伴衆の事前ニ記ス ◯吉良殿ハ尊氏公より六代前義氏の三男吉良上総介長氏是吉良の元祖也 ◯石橋殿ハ尊氏公より五代前泰氏乃

嫡流五代の孫和氏是石橋の元祖也○吉良殿石橋殿なとゝ云同とて
東條殿渋川殿なとさへなりてし東條殿ハ為氏公より六代末義氏の二男
吉良先馬四郎義継の末也東條と号ス渋川殿ハ為氏公より五代末泰氏の
二男渋川次郎義顕の末也右吉良殿より以下皆将軍家の御一家也
二まさ家之○六波殿六角殿ハ国持外様衆也○細川右京大夫殿ハ御供衆之
勢州ハ我先祖伊勢守也御供衆の家にて代々政所職と勤む○評定衆ハ
政所の評定衆之役事と評定する役之○奉行も役所々々の役取り
行なりと右の筆方とも云也○右何れも輿の先の衆之出し御免無之
衆ハ皆馬にありやハなし（ハ数多ク）ありよくなかりし人の中には車
輿馬此三ツ定めたりや○数定ず詳ならず

一

引馬の事一二藏比相伴衆吉良殿石橋殿六波殿六角殿いづれも
輿の先へさきもあひあひの衆ハ輿の後よりさきもあひ又赤きまう
せんの鞍おほひハ公方様御相伴衆ハ大名随分の衆ならず
古ハかけもちれなる人のかりかるとも誰もかもひげ也
いかし当時ハ御免ありていかなる人も分限ならばハ無見
惜れ也今紀寺ぬ浩

（頭書）引馬ト云輿ノ先ヘ引タル馬ヲ云也輿ノ後ニ引タル馬ヲハ乗替ト云ナリ諸家當用抄ニ見タリ

○赤きまうせんハもうせんとも云今の緋羅紗（ヒラシヤ）のことく赤きまう
せん免なくてハ用さるやいなやうさ袋の下よ
文のかゝあるや○誰もかゝハ誰も彼もや○ひげハ早也和名と云さ
げ食りくるこ○不足惜んとハ古例と見えぬるや○

又鞍おほひかゝるやう鞍おほひの円付る緒と力革よ
ゆひ付て上とハむなかひそ引しまはるべし又常の人の鞍おほひ
ハかめしと赤うるしぬりなるを用るなり然れはや

○むなかひそ引まはるとハむなかひにて鞍おほひの上へ引まはしておさへ
主人馬に乗て叶ふやうにおほひとてむなかひと常のごとくかけ
古のむなかひハ今のむなかひとハ違ひてそさ四角によひする中なるや
古きくむなかひとえさなり右の如し○かめしハかめし革也
赤うるしハ朱うるし中にてよくぬりておのつ
赤黒くなりたるや○毛皮と鞍おほひよするもの毛皮のはその方と云の
首の方へ向てかくるや逆皮よなる事たとへハ鹿の皮なとハ白毛の方をとる乃
首の方へ向るやけなり風呂記よ見えたり